

平成29年第3回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成29年9月12日(火曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (11名)

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 士 男 君
5番	江 田 文 男 君	7番	水 野 秀 一 君
8番	田 中 重 忠 君	9番	上 野 信 直 君
10番	角 田 勝 君	11番	久 保 木 芳 夫 君
12番	円 谷 忠 吉 君		

欠席議員 (1名)

6番 笹 島 亮 二 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	須 藤 一 夫 君	副 町 長	大 谷 修 治 君
教 育 長	内 田 賢 寿 君	総 務 課 長	小 針 紀 喜 君
会 計 管 理 者	八 代 敏 彦 君	建 設 水 道 課 長	江 田 豊 寿 君
税 務 課 長	菊 池 三 重 子 君	住 民 課 長	坂 本 高 志 君
保 健 福 祉 課 長	須 藤 寿 行 君	農 政 商 工 課 長	岡 部 真 君
学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	生 田 目 源 寿 君	代 表 監 査 委 員	本 多 守 君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡 部 栄 也 主任主査 佐 川 建 治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

ここでご報告をいたします。6番、笹島亮二君より、けがのため会議を欠席する旨の連絡を受けております。なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告表のとおり、5人で24項目であります。

一般質問通告書の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） それでは、同趣旨扱いをご報告いたします。

通告表をごらんいただきたいと思います。

まず、質問順1、5番、江田文男議員の（1）浅川駅前から国道118号線、役場庁舎前から国道118号線に抜ける道路はいつ着工し、完成するのかと、質問順5、10番、角田勝議員の（4）駅前から国道118号線、町道大明塚線の工事についてが同趣旨扱い。

次に、質問順2、8番、田中重忠議員の（2）小学校3校統合への適切な配慮と対応についてと、質問順3、7番、水野秀一議員の（1）小学校の統合についてと、質問順5、10番、角田勝議員の（1）小学校の統合は保護者、地元、そして子供たちの声を尊重して進めることが同趣旨扱い。

次に、質問順3、7番、水野秀一議員の（2）農作物を鳥獣被害から守る電気柵設置に助成をと、質問順5、

10番、角田勝議員の（5）イノシシなど有害獣への対策強化を、施設への助成策をすべきが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。毎回同じお願いになりますが、昨日、議会運営副委員長からもお願いがありましたように、質問、答弁をするに当たっては前置き短く、簡明に、建設的立場で議論し、議会の円滑な運営と品位保持に努めていただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、5番、江田文男君、（1）浅川駅前から国道118号線、役場庁舎前から国道118号線に抜ける道路はいつ着工し、完成するのかの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 浅川駅前から国道118号線、役場庁舎前から国道118号線に抜ける道路はいつ着工し、いつ完成するのかについてお伺いいたします。

町民の方々とお話ししていると必ず、駅前から国道118号線に抜ける道路はいつごろやるの、やると話が出ているが工事する気配がないと言われます。また、役場庁舎前から国道118号線に抜ける道路も、いつ始まるのと聞かれます。国道沿いの土地を買収したところは、草がぼうぼうと1メートル以上生えて景観が物すごく悪いという指摘もあります。そこで、大至急、工事をやっていただきたいという地元の要請もあります。

それで、駅前から国道118号線に抜ける土地地権者への説明と買収契約は終了していると聞いているが、いつごろ着工し、完成するのか。また、役場庁舎前から国道118号線に抜ける道路も土地地権者への説明と買収も終了していると思いますが、いつ着工し、完成するのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（4）駅前から国道118号線、町道大明塚線の工事についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

駅前から国道118号線のいわゆる県道の延伸であります。今、5番議員からもありましたけれども、測量、潰れ地、その他の案件が全て終わったのかなというふうには私は考えておるんですが、潰れ地の代金のいわゆる買収なども終わったのかどうか、その後どうなっておるのかということでもあります。

というのは、特にあの道路については、長年の懸案でありましたけれども、地権者がそれぞれのさまざまな困難な状況の中で了解していただいて、そしてようやく完成というか、工事に取りかかれることになったと、そういう経過を考えたり、それからあの途中に空き家があるわけなんです、ちょっと高いところですけども。こういう住宅の空き家がいつまでもそのまま、個人の問題にも入りますけれども、そういうものもこの際にきちんと取り計らっていただくとか、そういうことをきちんとやってもらうためにも一日も早く着工してほしいという、そういう願いがあるわけでありまして。そういう点で質問したいと思うんですが、そのさまざまな経過はどうなっておるのかということでもあります。

2つ目には、地権者ではないんですけども、この地域の方々に潰れ地の価格が大明塚線より安くて進まな

いんだという話もあるということを知りました。私としては、県は今、潰れ地の価格については、あるいは補償についてはきちんと、うちなんかであれば新しいうちが建つ、きちっとした補償をするということがあるので、そういうことはないと思うということをお話ししましたが、その点で、そういうことは全くのうわさ話というか、そういうことなのかどうか、その真意をお尋ねしたいと思います。

そして、一日も早く工事が行われるように県はどのような予算づけをするのか、今年度、予算づけとしてはどういうふうになっておるのか、あるいは来年度、あるいは完成、そういうスケジュール等についてもお伺いしたいと思います。

それから、もう一つの町道大明塚線の国道118号線までの延伸であります。この工事も、私はこの道ができれば、道がそこにもここにもいっばいできるんですけども、今度の大明塚線は、町外から来る方々にとっても、町がさまざまなイベントを行う際にも、役場を初めとする公共施設に直結する、そういう道路となっているんですね。町のメインの道路の一つになるのではないかとこのように期待しておるところであります。潰れ地の価格についてはいろいろ議論がありましたけれども、いろいろな困難を乗り越えてあの地域の人たちが協力をしてくれた、家屋の取り払いまでしたと、こういう状況を考えますと、いち早くやっていただきたいなど。これらについても国の補助事業であるということでもありますからいろいろ制約があるんだと思うんですが、いつ着工して見通しとしてはいつ完成するのか、その辺の工事の状況などについてもお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは関連線というふうに書きましたけれども、あの道路が完成すると同時に、南側の、あれは大明塚何号線だろう、何か葬祭場の次の次の通り、その町道は舗装されている道路ですけれども、そこに迂回する、迂回という言い方で書きましたけれども行く道ができるんですね。それらの工事。

それともう一つは、これは生活道路でありますけれども、みそ善もとの吉田書道塾の間に細い生活道路があります。これについても、側溝を入れて、あわせて舗装してもらいたいという地域の要望や状況からしてそういう整備をするのが当然だろうというふうに思うのでありますが、その点であります。

もう一つは、コンビニの店が、国道118号との交差点の左側をずっとかなりの広さで、うちの近くまで行くような広い土地を使ってコンビニ店が計画されております。既に、話では12月ごろにオープンになるんだろうというようなことも言われております。ですから、この工事と相まってこのコンビニ店の工事がなされる、そういうことになるのではないかと、そういう危惧もあります。

それに関して、その間に町道がございます。いわゆる水道の水源地の下を通過して、途中までは4メートルを確保している道路なんですけれども、そこから今度できる新しい道までは2メートルの昔のままの道路というふうに考えますが、この道路の整備をこの際、このコンビニができるというこのことと相まって協力していただいて、最低4メートルの側溝つきの道路に改修すべく計画を立てていただいて、振興計画に取り入れてもらって、そして本年度はその用地をコンビニ側のほうも含めて協力してもらおうと、こういうことをあわせてやるべきだと。既に住宅なんかも出てきておりますし、その道路ができれば西側に住宅の建設なんかもなされるというふうに思います。そういう点でお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 5番議員、10番議員にお答えいたします。

初めに、江田議員にお答えいたします。

県道磐城・浅川停車場線の延伸計画は県が事業主体で業務を進めております。測量及び境界立ち会いまでは完了しておりますが、事業としての採択になっていないため用地買収はなされておられません。まだ工事の着工とはなっておりません。

次に、町道大明塚・背戸谷地線は用地買収が完了し、本年度から工事に着手いたします。平成32年度完成を目指しております。

次に、角田議員にお答えいたします。

1点目、3点目については江田議員にお答えしたとおりです。

2点目については、価格が安いというような話ではありますが、そのような経緯があることは把握しておりません。

4点目につきましては、本線の改良工事と接する生活道路等の整備は、現時点での取り組み計画はありません。

5点目につきましては、店舗等の計画に基づき接道に関する申請内容を精査し、整合を図りつつ対処してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 駅前から118号線は、県が事業主体でやっており本町ではそんなにかかわりがないということなんですけれども、それで、用地買収がまだできていないというのは私きょう初耳でありました。私、用地買収がもうできていて、いかにももう着工するようだと思っていました。

町長にお願いがあります。いずれにしても、長年の町民の夢である駅前から国道118号線に一日も早くつないでいただけるように、何とか中に入って骨を折っていただきたいと思います。というのは、もしあそこができなければますます駅前が、私は、廃れるじゃないですけども寂しくなっちゃうと思うんです。ですから、ぜひ町長に骨を折っていただいて何とか開通できるようにお願いをいたします。

それと、役場庁舎前から大明塚を通過して118号線に続く道路、ことしから始まり32年に完成するということですので、私は大変うれしく思っています。一日も早く完成して町民の交通網をやっていただきたいと思います。

駅前の件に関して1点だけお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 駅前通りは、ご承知のようにもう20年以上だと思えます、始まってから。いろいろ地権者等との協議の中で挫折がありまして、なかなか土地の同意をいただくことができなかったという経過もあります。その中で、今何でここ二、三年の間にこういうふうに進んできたかということは、いわゆる地権者の世代交代があって急速に、世の中が変わったと同様に地権者も変わってきまして、全面的に協力するという形になりました。

そういうことを踏まえて、県の土木部等々に、あるいは石川土木事務所、県中建設事務所等々、事あるたびに強く要請をいたしております。その要請の結果、ここまで進んでまいりました。最後はやはり財政の問題で、県がどこまで財政の目安を、財政計画を立ててくれるか、その協議を今も継続中でありますので、ご指摘のよ

うにしっかり対応すべく努力をしまいたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私への答弁で、町長は把握していないという答弁でございます。ただ、私は、先ほども言いましたように、一つは買収の価格の問題ですね。これは地権者とすればいろいろ心配になるんだと思うんです。町のいわゆる標準表、住宅でいくらというそういう値段ではなくて、県は県独自の潰れ地の価格を提示するんだと思うんです。そういうものについても、地権者との話し合いの中でもう既に、この程度の買収の価格になるんだということは出ておるのではないかと思うのであります。ですから、買収がまだなされないということで不安が残ると、こういうことにつながっているのかなというふうに思うんです。

最近の、しかも近傍類似のそういう県が道路として買い占める、そういう潰れ地の価格はいかほどなのか。これは担当課でつかんでいなくちゃならないし、つかんでいるというふうに思うんです。押しなべて近傍類似の現状の潰れ地価格は幾らなのか、そのことがきちんと示されないと、地権者としても不安がよぎるということにつながっているのかなというふうに思うのであります。

同時に、県道ですから県の予算待ちという、町長もいい努力をして、県庁にそれこそ行くたびごとに、会うたびごとに土木には話をしたりして努力をしているんだと、そういうことでありますので、とにかく県も測量あるいは設計、そういうものにもう何百万かのお金をつぎ込んでいるというか、使っているわけです。ですから、県としてもそういう工事箇所として一定、俎上にのせておるのかなというふうに思うんですが、ただ町長の答弁では、正式に工事箇所として位置づけられていないというふうなニュアンスの答弁がありましたので、その辺は工事箇所としてはきちんと、県としても計画路線としてのっているんだけれども予算云々と、こういうことなのかどうか。工事箇所としてまだきちんとした位置づけがなされていないということであれば、これはまた新たなスタート点に立つしかないのかなというふうに思うんです。その点であります。

それから、大明塚線の工事については、地権者の方々のいろいろな思惑というか、さまざまな葛藤もありました。国道に面している方が、畑が四角のものが五角形というんですか形が悪くなる、大きな潰れが出るという、あるいは家屋を移転するというふうな、そういう犠牲を伴ってつくるわけでありますから、やっぱり一日も早くこの工事を着工してほしいと。これ、努力してきたということはもちろん私もわかりますが、その見通しなんかも含めて、地権者が、ああ、そうかと、それならばやむを得ないけれども、国の補助事業であるから、そういうものとして了解を得ると思うのであります。その点であります。

さらに、生活道路の問題では、町長としては、その件については整備の計画がないような、そういう答弁であったのかなというふうに、私はちょっとその点ははっきりしなかったものですから、その点はこの整備と相まってやってもらえるというふうに地権者も考えておるし、周辺の人たちもそれに向かって屋敷の整理をしたり、そういうことなんかもやっておりますので、この関連線についてもきちんと道路ができるころには完成する、あるいは道路が一定程度やられれば工事として発注するという、そういうことをはっきりしてほしいというふうに思います。

さらに、コンビニ店の問題ではいろいろ、町長は情報なんかも把握しながらそれなりに対処していきたいと、そういうことであったかと思えます。私が願うのは、あの町道、そういえば私調べるといふか、何という線だ

ったかちょっとあれだったんですが、大明塚線だと思っんですね。新しい道路ができるところから水源地の下を通過して袖山に通じる町道につながる、その道路の整備を私は、ぜひ町が振興計画にのせてやってほしい。この際、コンビニの用地、そういう点でもいろいろ話し合いをしながら協力してもらい、こういうことをあわせてやって、最低限度は4メートルの道路をつくってほしいというわけでありますが、その点、再度質問したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、もう少し簡潔にお願いします。

〔「担当課長より答えます」の声あり〕

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） ただいま話がありました、まず県道駅前停車場線の延伸についてでございますけれども、まず経過について若干ご説明申し上げたいと思います。

県道駅前停車場線については町としてもさまざまな取り組みをしております。地権者との関係ですが、最終的な事業計画の説明会、これについては県の主催による説明会を平成28年2月16日に開催をしまして、ここで関係する地権者の了承を得ているということでございます。境界立ち会いについても、昨年の10月に18名の地権者の境界立ち会いを得まして確認をとっているという状況です。

あわせて、町としての対応として、ことしの1月20日に、町独自に県に対する要望ということで県の土木部のほうへ町長初め複数名で、県道駅前停車場線の延伸の事業化の採択ということで要望活動を実施しております。そういった中において駅前停車場線の事業計画については進めております。

まず、1点目にありました買収単価についてですが、これについては、お話がありましたように、財産である以上、県の買収単価で対応せざるを得ないということで、町としては県の対応を見守るということで対応したいというふうに考えております。

県に対する要望関係の位置づけの状況ですが、今説明したようなことで、町としても事業採択になるよう県に対しては要望しております。現在まで測量、境界立ち会いは完了してはいますが、これは県の予算、県の単費でもって測量、境界立ち会いをしたという経過で、これを事業実施するためにも県では国に対して事業の要望をするということで、用地買収費から以降ですね、国の補助を受けて事業実施するという関係上、まだ事業採択になっていないという関係で買収がまだ図られていないという状況でございます。

次に、町道大明塚・背戸谷地線の関係ですが、早々に着工していただきたいということでお話がありました。この件については、昨年度、用地買収は完了しておりますので、今年度、工事に着手します。具体的に申しまして、今月、道路の工事に着手の入札を執行する予定でおります。今年度については、まず初めに両側の道路側溝の敷設工事を、町道からバイパスに向けての工事を発注したいという予算で執行を考えております。

見通しにつきましては、今年度、側溝の布敷をやりまして、来年度30年度については埋設物、公共下水道管の布設、水道管の布設を、埋めるものからまず工事を実施しまして、その後、予算の関係上、道路の改良をやるという見通しで進めています。平成30年度については、改良をやった分の舗装を実施したいということで考えています。また、国道からの右折レーンの工事がございますので、その町道分が終わった時点において、平

成32年度、予定ですけれども、を目指して国道分の右折レーンの工事も実施したいという見通しの計画で進めております。

また、生活関連道路の取り組み等々ですが、今回の大明塚・背戸谷地線については新規路線でございまして、新規路線を設置することによりまして、関連する生活関連道路、町道等ありますが、これらが数カ所あります。それらをあわせて同時に施工は実質困難でございますので、まず初めには大明塚・背戸谷地線の本線部分における道路改良工事を進めるという考えで進めております。これについては、今申し上げましたように、道路改良だけではなく下水道管の布設、水道管の布設と巨額の公費を投じますので、生活関連道路の位置づけ等もあろうかと思いますが、それらについては今後の対応というふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 最後のくだりの水源地の下の道路の件であります。コンビニとの関連もあるので、その辺の用地買収というんですか、予定地をあけてもらうとかそういうことは、12月にオープンというような日程からするとやっておかなくてはならないことではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 県道接道、T字路になる分についての町道分ですね、コンビニ店ができる予定というふうなお話は聞いております。ただ、まだ具体的にその計画等、町のほうにも申請はございませんが、道路との接続の協議等はございましたので、そういった計画で進められているというふうな認識ではおります。

ただ、具体的にまだ店舗等の計画等の内容が確認されておりませんので、どのような計画になるのか把握できない状況もあります。12月という話を聞きますけれども、そのような計画の具体的に提出がない関係上、その用地をどこまで買収とか、具体的な協議をできる状況に現段階ではございません。ただ、町道でもありますし、関連する道路ですので可能な限りでの対応は考えたいと思いますが、改めて用地買収とかそういったことに取り組む予定は今のところございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、5番、江田文男君、（2）浅川小・中学校で熱中症でかなりぐあいが悪くなった生徒がいたと思うが、安全対策は大丈夫だったのかの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 浅川小・中学校で熱中症でかなりぐあいが悪くなった生徒がいたと思うが、安全対策は大丈夫だったのかについてお伺いいたします。

ことし5月ごろから、異常と思うほど気温が上昇し暑かったと思います。小学生においては、5月ごろ、暑さのせいか気分が悪くなり保健室に運ばれたと聞いております。その後も、6月、7月と暑さで気分が悪くなる生徒が多かったとも聞いております。8月25日、始業式のときも五、六人の生徒が、気分が悪くなり倒れた生徒もいたと聞いております。中学校の生徒は授業を初め部活動での熱中症はどうだったのか、小学生においては無理はなかったのか、対策は万全だったのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 学校教育関係でありますので、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

この件について浅川小学校、浅川町中学校ともに調査しました結果、熱中症の疑いで保健室へ来室したのは、7月に浅川中学校の生徒が2名でありました。特設陸上部の朝練習の際、気分不良を訴え保健室で休養をとり、水分補給や氷枕等のアイシング処置をした結果、教室へ戻り通常どおりの授業を受けた趣旨の報告がありました。また、浅川小学校においては、気分が悪く保健室を利用する児童はありましたが、熱中症の症状の児童はいなかったと報告がありました。

対策としまして、教室の空調と温度管理の徹底、児童においては水筒持参による水分補給の励行、部活動の際にも定期的な水分補給や休憩時間を設けるなど熱中症予防対策を指導してまいりましたが、さらに十分注意して行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ことは本当に、先ほども言ったように異常と思えるほど暑かったんですよね。それで、私、体育館とかに行く前に教室で先生が顔色見るとわかると思うんです。無理して始業式のときも行く必要はなかったんじゃないかなと思うんです。五、六人倒れたと私は聞いておりますよ、間違いなく。五、六人気分悪くなって椅子に座っている方がいて、何人かが倒れたと私は聞いています。教室から体育館に行って長時間立っておるんですから、もし倒れた瞬間に大けがをして大事故になったらどうするんですかと、私はそこを聞きたいんです。教室で先生が顔色見ればわかると思うんです。違いますか。

ですから、私はその対策として町は教室で、30人ぐらいしかいないんですから、顔色見れば先生もわかると思うんです。だから教育長もそういう徹底した対策をしなくちゃ、私は大事故になってからでは遅いと思うんです。8月25日の件、まずお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えします。

8月25日の件につきましては私もちょっと把握はしておりません。

一般的に、まず教室で子供たちの顔色を見て指導するというのは、これは一番基本であります。そこでぐあいの悪い者を無理してそのような集会において指導するという事は、これはあってはならないことでありますので、そのような点につきましては十分に各学校等を指導していきたいと思います。

そういう中で、子供たちがまた無理をして行ってというか、そのときの体調不良のためにそういう長時間という、それほどの長時間にはならないと思いますが、30分以内、40分以内ぐらいだとは思いますが、始業式関係ですので。そういう中において、ぐあいが悪くなる子供は確かにおります。そういう場合も、近くの先生やまた子供たちもおりますので、すぐそのぐあいの悪い子供たちに対処できるような態勢は、これは十分にとっております。ですので、そのような重大なことにならないよう、これは十分、態勢はとっておりますし、またこれからよくその件につきましては指導していきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） いずれにしても、大事なお子さんですから、ぜひ空調関係あるいは温度の調整あるいは水分補給などをして子供たちを守っていただきたいと思います。

それと、しつこいようですけども、8月25日、何人からも私は聞いていたんです。間違いなく五、六人、椅子に座ったり倒れた方がいたと聞いたんです。それがやっぱり教育長の耳に入らないというのはちょっと私がおかしいと思います。私もなおもう一度この件については調査をしてお話をしたいと思います。ぜひ教育長も、この8月25日の件、調べておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は。

○5番（江田文男君） いや、答弁はいいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）近隣町村の宿泊施設、温泉施設と業務提携してはどうかの質問を許します。
5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 近隣町村の宿泊施設、温泉施設と業務提携してはどうかについてお伺いいたします。

本町には宿泊施設がなくなって7年以上が過ぎると思います。今後、本町で空き家などを利用して民宿にする可能性があります、どれもさまざまな問題があり実現するのは難しいと思います。

また、新たに宿泊施設をつくるにもかなりのお金がかかるし、維持管理も大変だと思います。いずれにしても、大変だ、大変だと言っている、本町には必ず宿泊施設や町民の憩いの場、温泉施設が必要ではないでしょうか。

そこで町長にお願いがあります。近場の棚倉ルネサンス施設あるいは白河市東のきつねうち温泉施設と業務提携を結んではどうでしょうか。棚倉ルネサンスにおいては宿泊もでき、レストランもあり温泉もあり、宴会もでき、何しろ近くが一番便利がいいと思います。白河市東のきつねうち温泉においても本格的な温泉であり、本町からもかなりの人が利用していると思います。今後さまざまな問題があるかと思いますが、町長にお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

ご質問の近場の宿泊温泉施設との業務提携ですが、その提携内容により対応が異なるものと考えております。どのような業務提携を指しているのか質問の内容では定かではありませんが、町では一定の条件のもとでは可能かなと思っていますし、助成する制度として高齢者健康管理事業を県内の各施設、ホテルと実施をしておりますが、いずれにしても相手がいることではありますので、相手との協調が必要であります。現時点ではその条件をすり合わせる、提携の条件とは何なんだということが基本だと思いますので、相手のあることであり、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ぜひ町長、提携というか、内容はいろいろあると思いますが、町民がいつでも利用できるような施設、あるいは温泉などに入れるように町長みずから行って交渉などをしていただきたいと思います。

やはり本町は遠くの方が来ても宿泊施設がないし、温泉がないのもこの近辺では浅川町だけなんです。ですから、そういうこともありますので、さまざまな問題があると思いますが、ぜひお願いをいたします。でなければ、町長、今度学校が統合いたしますよね。そうすると里白石小学校があくじゃないですか。あそこは眺めもよくて結構、サツキなど生えてすばらしい庭にもなると思います。そこにお金はかかるかもしれませんが、里小の跡地も考えても私はよろしいと思うんです。いかがですか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 町民がいつでも利用できるような施設とするということにつきましては、そういう提携内容だということは理解いたしました。それから、統合によって里小があくことにつきましては、今後、跡地の利用については庁内でも協議が始まるものと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 余りいい回答ではなかったんですけども、いずれにしても、町民のために、多少お金がかかっても安心して宿泊や温泉などに入れるようにお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですね。

○5番（江田文男君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、8番、田中重忠君、（1）高齢者の買い物、通院、子供の通学等の交通対策についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 高齢者の買い物、通院、子供の通学等の交通対策について質問をいたします。

年々高齢化が進む浅川町では、高齢者世帯にとって買い物や銀行、郵便局などへの所用が年々大変になってきています。特に、両町内や滝ノ台ニュータウン高齢者世帯では買い物さえままなくなってきました。医療については医療機関独自の送迎車両が運行されていますが、買い物については町として早急に対応を考えるべきで、対策としては、町の主導で移動販売車の運行などを実施すべきではないかと思います。町が車両などの機材を提供し、町民から移動販売希望者を募り運営を委託することなど、いずれにしても両町や滝ノ台ニュータウンでは、町が真剣に対応を考えていかないと、高齢者、町民が安心して普通の暮らしさえできない町になってしまいます。

また、現在、医療機関が独自に行っている高齢者の送迎運行を町としてもバックアップしていく必要があります。高齢者が在宅で安心して暮らしていける生活環境を早急に確立する必要があるかと思えます。

次の点についてお聞きいたします。

1つ目に、町内及び滝ノ台ニュータウン高齢者の買物の足の確保対策について。

2つ目に、滝ノ台ニュータウン高齢者に対する医療機関送迎車の運行依頼について。

3、学校統合による通学バスの運行に滝ノ台ニュータウンを周遊すべきではないか。

4つ目に、民間業者の協力を得て、滝ノ台、両町に半官半民の移動販売車の運行をしてはどうか。

以上についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、平成30年度に地方創生事業で、町中心部と消防団区域6地区を結ぶ巡回バスの試行を計画していることから、滝ノ台地区についても今後検討したいと思います。

2点目につきましては、町内でも通院の利便を図るため独自に医療機関が送迎車を運行しているものもごさいます。医療機関を利用される方もさまざまでありますので、医療機関を特定し送迎を依頼することは今のところ考えておりません。

4点目につきましては、平成29年度の地方創生事業において農産物や生活物資を販売する移動販売車の導入のための補助を計画しており、現在、運用方法など、商工会、農協等と協議を進めているところであります。

3点目については、学校教育関係でありますので教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 3点目についてお答えいたします。

学校統合については、本定例会初日に町長が行政報告にて述べたとおり、統合する時期がまだ決定しておりません。今後、時期が決定した後の検討材料とさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それぞれご答弁をいただきました。

それで、これ、前の補正予算やなんかの中でもお聞きしています。まず、1点目の創生事業による巡回バスを計画していると。それで、計画しているという話は聞いているんですが、その計画はどのようなものなのか、どういうふうにしていくのか、それらについては議会に対してはまだ何のご説明もございません。ぜひこれはやっぱり議会とも協議して、町のこれからの主要な議題になると思うんですね。これらについては、単に町だけで考えて町だけでやっていくというのではなくて、議会へこれも十分に反映させていただきたい、こういうふうにするわけですか。これが第1点です。

それから、2つ目の民間医療機関の運行であります。これについては、現在、浅川町で運行している医療機関に対して、町のほうから特別に滝ノ台のほうにももし患者さんがいたら積極的に運行してほしいという、そういう依頼はできると思うんです。そういうことなので、その辺をお願いしたいと思います。

それから、3点目の学校統合による通学バスの運行に滝ノ台を計画に入れていただけないかという問題について、ただいま教育長の答弁で時期が決まったら検討するという話がある。これは逆だと思うんですね。今まさに統合、30年にやるのか、31年にやるのか、今迷っているところだと思うんです。しかし、その中では通学の問題やなんかについてしっかりした検討・協議をして、そして父兄の皆さん、子供たちへ安心感を与える、こういうことが必要だと思うんです。だとしたら、この滝ノ台ニュータウンに通学バスを回すか回さないかという問題について現時点で協議を、検討をしなければならないんだと思うんです。

これ、なぜ私が滝ノ台というふうにご特定して言ったかということ、滝ノ台ニュータウンは、皆さんもご存じのようにほとんど売れていないんです。売れない原因は、町長は価格が高いからだというようなことを言ってい

ます。しかし、それ以外にも、あそこをうちを建てて入居してしまうと、子供たちが学校へ行っている間、かなりの期間、親が送り迎えしなくちゃならない、そういうハンディも聞く。ですから、私はこの機会にそういうものの解消に取り組んでいただきたい、こういうふうに思うわけです。

それから、高齢者のいわゆる買い物、それから医療機関への、これはもう全て滝ノ台に住むことによって非常に不便を感じているんです。こういうことでお聞きしたので、もう少ししっかりとした取り組みを、教育長、ご答弁いただきたいと思います。

それから、移動販売について、これは町のほうでも補助を計画しているということですか。商工会、農協といわゆる町民ということですが、これなどもなぜ議会に、こういう計画でやりたいんだ、こういう経過なんだということを説明して、議会とも協議して、これは町にとって非常に重要な問題ですね、生活インフラの問題。これはぜひやっていきたいと思うんです。何かそういう関係というと、商工会と農協と相談してやればそれで町民のためになる、そうしたものが実行できるんだというふうに考えているとしたら、それはやっぱり問題だと思うんですね。やっぱり我々議会もしっかりと知恵を出していく、そして執行とともに取り組んでいく、こういうことだと思うんです。

以上の点についてご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 担当課長より答えます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 1点目でございますけれども、先ほど町長答弁あったように、地方創生の事業で取り組むということで予定をしているところでございます。これについては当初予算でも説明があったかと思うんですけれども、今年度については小学校区域の試行ということで、里白石、山白石、さらには大草地区を試行的に走らせるということで計画し、来年度、平成30年度については消防団6分団の区域を予定しているということでございますので、それらについては周知等、これから徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

山白石小、里白石小の統合に当たりましても、送迎バスを出すということでは方向では考えておりますが、全体像としましての送迎バスというその計画につきましてもこれから検討しているところでございまして、なお検討材料としていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 2点目でございます。

滝ノ台ニュータウンの高齢者の方が医療機関を受けたいという希望があったら病院を紹介して乗せてくれるということですが、今の対応としましては、どこの方でもそうですが、一度受診されてから通院先としてその病院で通所のマイクロバス等を運行しているということでございます。初めて受診したいという希望については、病院もさまざまでございますので、希望を聞いて病院で紹介をするということは現時点では対応し切

れないと考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 移動販売車につきましては、先ほど町長答弁のとおりですが、現在のところ商工会あるいは農協と協議を進めているところでございます。議会との協議につきましてはどのような方法があるのか考えたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 総務課長、買い物の足の確保について創生事業で取り組んでいるということでご答弁いただきました。それで、とりあえず里白石、山白石、大草、そして第6分団というふうにコースを決められているんだと思うんですね。なぜこの構想に議会の声や意見が反映されないのかということなんです。というのは、本当にこういう形で運行することが一番適切なのかどうなのか、ここをしっかりと考えていただきたいと思います。

私が両町と滝ノ台と言っているのはなぜ言っているかということ、当面なぜ必要なかということと言っているかということ、両町、滝ノ台の場合は若い人たちと同居している世帯が非常に少ないんです。高齢者世帯は高齢者だけしかいないんです。ですから、買い物や用足しに非常に困難を来す。ところが、地域に行きますと、里白石、山白石、大草とかそういうところになりますと意外と若い人たちとも同居されているところが多いと思うんですね。こういうところは、会社の勤めの行き帰りに買い物してきてもらうとか、用足ししてもらうとか、結構まだそれは対応できる、そういう状態だと思うんです。

ですから、私はこのことを言ったので、このことについては現在取り組み中なんでありましようけれども、そこはやっぱり両町区内とか滝ノ台ニュータウン、ここの高齢者の問題についてどういうふうにはめていくか、何とかできないか、それは十分に検討していただきたいと思います。私が申し上げているのは、議会議員としてそういう考えがあると、ぜひ生かしてくれと、こういうお話であります。

それから2番目の、担当課長、ちょっと勘違いしたんじゃないかと思うんですが、医療送迎車を紹介するというのではなくて、現在、浅川町に入っている医療送迎車でできるだけ滝ノ台に入ってもらようようにする。電話か何かで依頼してもらう、その程度で十分じゃないかと思うんです。だから、それは通院している人以外は関係ないですね。通院する人がいるので、そのときには、滝ノ台、うちは回らないんだという医療機関もあるかもしれない。だけでも、あそこはぜひ回ってやってくださいよと、そういう働きかけをしてほしいということでもあります。

それから、3つ目の学校統合について、滝ノ台ニュータウンをいわゆる通学バスの運行の区域に入れることを検討するというところでございましたが、これはただいま私、1番の巡回バスのことでも申し上げましたが、特に入れるような方向でぜひ検討していただきたいと思います。理由は先ほど申しましたね。要するに、あそこに入居した人は子供たちの送り迎えをずっとやらなくちゃならない、そういうことになってしまうし、それから高い値段で宅地を買ったという、そういうハンディも持っている。そういうものに 대응するためにも、この際、通学バスの利便性を滝ノ台ニュータウンにも入れてもらいたい、こういうことのお願いでありますので、

ぜひこれ教育長、真剣に検討をしてください。こういうことの検討がないと何か全然、町民とかけ離れたところで事業をやるようなことになると思います。

それから、移動販売について、依然として担当課長、商工会、農協と協議して進めるということですが、これ私が申し上げているのは、移動販売に必要な車両、資材、そういったものは町が町の金で買って、そして町民の皆さんの中のどなたか希望者に、歩合でもいいですし臨時雇いでもいいですし、そういうふうな形で移動販売を担当してもらう、そういうことをしてはいかがですかと、こういう考えです。担当課長、わかりますか、私が今申し上げたこと。そういう考えなんです。ですから、これは商工会、農協と協議をする中でそのこともしっかり入れて、そしてあくまでもこれは町が主体で取り組むべき問題だというふうに思います。

以上、これはお願いして、答弁は要らないので終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（２）小学校３校統合への適切な配慮と対応についての質問を許します。

８番、田中重忠君。

〔８番 田中重忠君起立〕

○８番（田中重忠君） 小学校３校統合への適切な配慮と対応について質問をいたします。

町民が注目する里小、山小の浅小への統合について、私は、これまでこの議会で何度も取り上げてまいりました。前回６月議会の一般質問で、町長は、以前の議会でも申し上げましたが、保護者、地域住民の合意形成と地域の盛り上がりが必要だと思っておりますので、現在のところ賛否の確認は考えておらず、また平成28年９月議会では、「町が統合について主体的に合意形成を行うことは考えておりません。」「保護者や地域住民の合意形成が得られた場合には考えたいと思っております。」前６月議会で町長は、行政報告で、「各学校の入学者の減少等が現実のものとなり、町民の皆様方の中にも小学校統合が話題となってきました。町といたしましては、このような状況を踏まえ、今後、学校関係者、保護者及び地域住民と協議をし、理解を得ながら統合に向けて進めてまいりたいと考えております。」また、「ロードマップは、今まで白紙の状態でしたので、白紙の状態ロードマップをつくったらそれは架空のものでしょうか。いよいよ統合をするということになったから、改めて現実に合わせてロードマップをつくりますと、それでいいんでしょう」等の答弁をしています。

内田教育長も、「ロードマップ等については、今後、作成する予定なので、でき次第お示ししたいと思います」と答弁。しかし、この統合問題について田中議員は、平成20年６月議会で里小、山小の統廃合についての質問を初め、計６回にわたり統合への取り組みについて取り上げてまいりました。

町長は前述のような不明瞭な答弁を繰り返し、統合の取り組みをこれまで先延ばしてまいりました。特に、前６月議会で田中議員から統合に向けてのロードマップを示すようにとの求めに、「白紙の状態ロードマップをつくったらそれは架空のものでしょうか」などと答弁をしていましたが、６月議会閉会后、一転して統合に向かって猛スピードで突き進んでおります。それまでロードマップさえ白紙としていた町長のこの豹変は、自分本位、身勝手以外の何物でもありません。保護者、学校関係者と地域関係者の意向が最も重要でそのこれまでの町長の答弁は一体何だったのでしょうか。

長い歴史ある両校の統合は、町長の思いつきや気まぐれで進めるべきものではありません。今後、町長は教育委員会、町議会、学校や地元関係者と十分に協議して計画的に統合を進めていただきたいと思います。

そこで、1点目、開校130年の歴史を閉じる閉校式等、地元の要望などを考慮し統合を平成31年にするべきではないか。

2つ目に、地元住民との話し合いの結果についてお聞きしたい。

3つ目に里小、山小の校舎、体育館、グラウンド等の利活用について。

4つ目に、里小、山小の校舎、体育館、グラウンド等の維持管理について。

5つ目に、閉校後、体育館は防災施設（避難所）として整備するべきではないか。

6つ目に、施設の企業等への売却、貸し付けについては地元と協議しながら進めるべきではないか。

以上、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、7番、水野秀一君、（1）小学校の統合についての質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 小学校統合についてお伺いいたします。

6月議会の町長の報告から、町と保護者との統合についての協議会が何回かにわたり開かれました。その結果、山白石小学校、里白石小学校とも統合についての異論はなかったのでございますが、その統合の時期について、30年にするか31年にするかで山白石小学校では28日に最終的な協議が行われました。その結果、28日の夜の結果でございますが、保護者より31年の統合にしてほしいとの声が多く、その協議会は閉会いたしました。その後、町として統合の時期をどちらにするのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（1）小学校の統合は保護者、地元、そして子供たちの声を尊重して進めることの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問をいたします。

統合の問題は、以前から議会で私たちも含めて協議がなされました。私も一般質問をやりましたけれども、町長は総じてというふうな答弁ありました。ことしの6月の議会になって、私も質問をしておりますが、町長の行政報告の中に、私からすれば議会のほとんどの議員が、突如として小学校の統合をするという表明がございまして、私どもの一般質問が何か宙に浮いたような部分も出てきたような気がします。それだけ町長も、地元の声の聞いたりいろいろする中で急変したというふうに私は思わざるを得ないんであります。

ただ、それは町長が本当に子供の未来、子供のために一日も早くやる必要があるのだと、あるいは地域の方々のそういう声を聞きながら決定したという結果だと思いますので、私は、あえて町長のひとりよがりだという指摘はいたしませんけれども、全体としてやはりそういう感は否めないということであります。

そこで質問いたしたいと思います。

最初に、数回にわたる関係者との話し合い、本当にご苦労さまです。今までの町の行政の中でこれほど、数回にわたって地元や関係者と懇談あるいは協議、こういうものがなされたことはなかったかと思えます。

同時に、これはまだ決まらないわけですが、その状況は、私どもの聞くところによれば、あるいは知り得た情報では、先ほどの議員にもありましたけれども、地元では、急に統合と言われてもやっぱりいろいろ

な準備がある。例えば、統合となるのであれば最後の運動会ももっと盛大にやるとか、あるいはいろいろなイベントも考えなくちゃならないとか、さまざまな声が出たと思います。そういう中で、31年に、1年延ばしてほしいという要望が多いということを聞いております。

そういう中で現状はどういうふうになっておるのかということと、町長としては6月の議会で私の質問に、「幼保一体化の始動と同時に、学校の統合もできるなら夢でもかなえたいなという思いであります」という、そういう表現もしております。ですから、町長はやはり何としても幼保一体化のスタートと同時に学校の統合をしたいというふうには私は考えて、その答弁が出てきたのだと思います。中に秘めた、そういう夢でもかなえたいという思いですね。町長の夢というのは、やはり一体化のスタートと同時に、それに関したさまざまな問題と同時に、子供たちのことを考えればそのスタートが、始動が一番いいのではないかというふう考えたのだというふうには私は解釈しておるわけですが、そういう中でいまだその統合がいつになるか、いつにするかということについても決まっていないというような状況であります。

教育長の答弁にもありましたように、9月いっぱいには県に協議、申請をする。そして教師を、先生の配置・確保、そういうことについて協議をしなければならないので、9月いっぱいタイムリミットだと、こういうことを言われまして、もう9月のきょうは12日でありまして、議会が終われば半月終わるんですね。こういう状況の中で一体、町長は今どのように考えておるのか、このことをまずお伺いしたいと思います。

2つ目には、さまざまな細かいこと、通学バスや運動着、あるいはその通学バスの運行の状況や料金、時間帯、それらのことは関係者の協議の中で出てきたし、それらについて町は答弁をしているのだと思うんですが、その辺の状況についてお伺いしたい。そしてまた、幼稚園バスの関係についてもどうするのか。やはりこの際、幼稚園バスの例えば料金なんか無料にしたり、当然通学バスについてはいろいろあると思いますので、そういう点もどうなっているのかということでもあります。

3つ目には、私はこの問題を考えるに当たって、当の子供たちの考えは一体どうなのかなということに思いをはせませんでした。そういう中で、ある方から、もう1年だからやはりこの学校で卒業したいんだという子供がいるという話を聞きまして、ああ、なるほど、子供にとって1年早い、1年おくれるということは、小5の考え、今まで5年間親しんだその小学校で卒業したいという、そういう考えも尊重しなければならないのかな、こういうふうには思ったところではありますが、これらについてざっくばらんに、子供たちあるいは子供たちの代表、代表といっても限られた子供たちでありますから、みんなの中に入って町も話を聞くという、懇談するというのもあってもよいのかなと、こういうふうには思うのであります。

4番目には、今までやっていますね、話し合い、地元の関係者と。その場に町長が私の聞くところ一度も出席していないというふうにある方から言われまして、そういうことはないだろうと。やっぱり町長はあれだけの答弁をして、幼保のときに同時に、夢にまでというふうなことを言っているのだから、私は何か合点がいかなかったんです。町長にそのような理性があるんだとすれば、やはりみずから出て、関係者、地域の方々と膝を交えて懇談もする、町長の考えをはっきり申し上げて理解を得るといふ、そういうことが私は必要だと思うんですね。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、ちょっと簡潔にお願いします。

○10番（角田 勝君） 私、簡潔にやっているつもりです。

○議長（円谷忠吉君） いや、長過ぎます。

○10番（角田 勝君） いや、そんなに長くないです。時間をはかってみてください。

○議長（円谷忠吉君） はかっています。

○10番（角田 勝君） そういう点で私は、やはり町長が出席をなぜしなかったのか、さまざまな配慮があったとは、思うんでありますが、お願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 3議員にお答えをします。

まず、8番議員にお答えします。

1点目ですが、今定例会、きのうですね、行政報告で述べたとおり、統合する時期はまだ決定しておりません。これから地域の皆さん方にお話をし、決定をすると考えています。地元の皆さん方の考えの意向を確認いたしたいと思っています。

2点目については教育長より答弁をいたします。

3点目から6点目についてですが、跡地利用は非常に重要な問題であると認識しており、引き続き情報収集を行い、地域住民の理解が得られるよう検討したいと思っております。また、避難所としての整備や企業に売却または貸し付け等については今後の検討材料とさせていただきます。

次に、7番議員にお答えします。

今ほど8番議員の1点目にお答えしたとおりです。

次に、10番議員にお答えいたします。

1点目については、8番議員に1点目についてお答えしたとおりでございます。

2点目、3点目については教育長より答弁をいたします。

4点目ですが、何で出席しないんだということではありますが、出席することは重々、百も承知の上であります。私がいなくて自由な議論をしていただいて本音を、意見を出していただきたいという願いを込めて、私はあえて出席しないで自粛をいたしておりました。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） ではお答えいたします。

8番議員の2点目ですが、山白石、里白石両小学校のPTA役員、保護者、行政区長等を対象に幾度と協議・検討をしておりますが、統合につきましては異論はありませんでした。統合する時期について平成30年4月と平成31年4月の2つの考えがあり、決定するには至りませんでした。

次に、10番議員にお答えいたします。

2点目については、スクールバスを町で無料運行する趣旨の説明をしましたが、運行時間等についてはまだ具体化しておりません。児童の住まいの状況に応じて運行したいと考えております。

なお、幼稚園の送迎バスは幼児バスといい、幼児専用のバスなのでスクールバスとは異なります。

また、運動着についても無償にて支給したいと考えております。

3点目ですが、児童の考えを聞いたり懇談はしておりませんが、統合に向けて積極的な気持ちになれるような指導を考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私の質問の第1点の統合の時期でございますが、これについては、町長のほうからまだ決定していないと。今後、地元の皆さんの意向を確認して、そして決めていきたいと、こういうふうにご答弁いただきました。しかし、今、地元の住民の皆さん方にとってみれば、30年なのか31年なのかという、この時期の問題は非常に大きな問題だと思うんですね。

それで、ただいまこの議会の場でも、水野議員、それから角田議員、それから私もそうですが、あとほかの議員もおおむねは、やっぱり30年度ではちょっと準備期間には短いのではないかと、31年度で決定してほしいと、こういうご要望を申し上げております。町長、ぜひこれは英断を持って、7番議員さんの話ですと地元の集会でも31年度にしてほしいという、そういう強い要望が出されたというお話もさっきありました。ぜひこれは31年度に、町長、早急に決めていただきたいと思います。

それから、地元住民との話し合いの結果についてはいろいろあったんでしょう。これについては、時間の関係もありますので、ここでは再度質問はいたしません。

3番、4番の里小、山小の校舎、体育館、グラウンド等の利活用について、これについては今後検討したいと。これは当然のことだと思うんですが、この検討については地元はもちろん我々議会も含めて、やっぱり議会とはぜひ全員協議会を開いてください。議会全員協議会の場で一問一答で、私どものさまざまな考えをその場で町長にお示ししたい。それで協力してやっていきたいと思います。

それから、5番、6番の体育館を防災施設として整備する問題、それから施設の企業等への売却・貸し付けについて、これらについても議員と全員協議会の場で膝を交えて、ぜひ町長、話し合いをしてまいりたいというふうに思うんですが、この点をお願いしたいと思います。

それから、通学バスの件でございますが、中学生については今も結局、通学バスを利用していないので、これは今までどおり中学生は利用しない、こういう考え方でありますかね。

それと、私、先ほど申し上げました滝ノ台ニュータウンへの通学バスの運行についても、ぜひしっかりと検討していただきたい。

以上であります。それらについて、3点ぐらいですか、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 時期の問題ですが、何度も繰り返しですが、統合する総論には異論はありません。30年4月なのか、31年4月なのかというのが2つの意見になっているということなんです。議会で皆さん、31年4月にしろ、そう言えと。それはやっぱり、地元の意見を聞かないで、ここで31年4月だよというわけにはきようはいきません。ですから、この議会が終わった後に両地区の地元の皆さん方によく、31年なのか、30年4月なのか2つの意見があるわけですから、私は最大公約数を絞って、地元の意見を尊重して、年限を皆さんと円満な合意の上に立って決めたいなと思っていますから、決まれば新たに必要なものが出たときには議会を開いて、議会の皆さん方にもいろいろありますので、それらの手順を進めてまいりたいというふうに思っております。

す。

ですから、総論は賛成で異論はないですから、どちらの地区も。もはや現状は、子供たちが減っていることと少人数の学校になることと、それからスクールバスとかあるいはスポーツの服装とかはもう理解できるような説明で理解をされていますから、要は時期なんです。30年4月なのか31年4月なのかということで、じゃ町はどうするんだと、最初の話し合いはね。町はどうなんだという、町の方針を出さないと議論は前に進みませんから、町が理想とする一日も早く、少人数の子供たちの教育よりもみんなと一緒にになれる教育環境をつくってやりたいという、そういう願いを込めて30年4月はいかがですかということになって、それを中心に議論ができたということでもありますから、今度、議会が終わった後に両地区に出向いて、今度は私行きます。ちゃんと皆さんにお話をして、皆さんの結論を聞いて日にちを決定したいと。

ただ、議会の皆さん方にもこういう意見がありましたよということは、報告する時期があれば皆さんにもご報告は申し上げたいと思っています。

あとは、設備の問題とか跡地利用の問題は、今、統合でどうするかの問題が先ですので、これが決まっからの話が順当だろうと思いますので、そういう時期には今言われたような協議も相談も当然やらなければ前に進まないということでもありますし、また学校によっては全く町の所有地がゼロというところもあるわけですから、これらの問題の解決をどう進めるかが最大の関門だなというのも予想がされますが、そういうものも手順を追ってできるだけ円満に、よい方向で利用できるように全力を尽くして皆さんと力を合わせてやっていきたいなと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 簡潔に。

町長、30年か31年か今まで延ばしに延ばして、もう統合でしょう、もう統合でしょうと私も何回も言ってきたにもかかわらずここまで先延ばししてきたわけです。それが今度は、統合しますよとなったら30年4月にする。地元の皆さんの中には、それでは準備期間が短過ぎる、こういう意見が出ているんです。町長が何度も言うように、地元の皆さんの意向を大事にしてやっていくんだと、そういう立場であるならば、これは平成31年4月開校というのが一番妥当な、適切な時期だというふうに私は考えます。その点、私は申し上げておきます。過ちを繰り返さないように、遅過ぎた、今度は早過ぎたの話ですね。だから、これは適切な時期に、適切な協議をして、適切に決めていただきたい、こういうことでございます。

それから、2、3、4、5、6、これらについては検討したいということで、検討課題ということになります。これについては、言葉だけで検討ではなく本当に、これからどういうふうにしていくか、そのことについては今すぐにも議会と全員協議会を開いて、そして私どもが知らない町のさまざまな困難な問題、そういうことも私どもに説明していただいて、そして協議を進めていっていただきたい。ぜひ真剣にその問題については検討していただきたいと申し上げて、終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 何も過ちを起こしているわけではありませんよ。ただ、早くやれ、早くやれと言われても環境が整わないから私はじっとその行く末を見守っていたんであって、それが本音を言っているんなら、逆に4年も5年も前に統合をやるべきだなというのが本音なんです。ただ、そんなことを言ってみても周りは環

境にならないでしょう。ならないから、環境が整ったということで、さあ、じゃ1年も早くやりましょうというのが本来の筋でしょう。何も過ちを繰り返してなんて、私、何も過ちなんかやっていませんから。

ただ、31年に決めるということは、何度でも繰り返します、もう一度地域の皆さんと相談して地域の皆さんの確約がなかったら、ここで31年4月にやりますよということになったら地元は一体何なんですか。そんなことは逆でしょう。それはやったほうが今度は間違いになってくるでしょう。だから、前にも断ったように、議会が終わりましたら地元の皆さんと真剣に協議して確認をとって、31年4月なのか30年4月なのか、これでいいんだねという確認をとってからの仕事だというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 町長の答弁でもありましたが、まだ決定していないということは確かだと思うんです。確かに町長は以前から、今後については地域の方との座談会、それから保護者の声を大事にするということで、現時点でもこの時期が一番問題になっているわけで、ただ30年、31年、どちらでも確かに判断するのは難しいと思うんです。やはり今、町長が言っていたように地域の声を、もう一回早い時期に集会を開いてこの30年、31年の決定をしていただきたいと思いますが、保護者と地域の方の話し合いはいつごろ持たれますか。早い時期にやってやっぱり結論出していないと、保護者の方々もこれ心配だと思うんです。その辺ははっきりお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議会が終わったら即やります。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） そういうことで急いでやっていただいて、早く結論を出していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 議論は熟してまいっております。私から多くを質問しませんが、やはり町長が会議に出ないというのは、私が出ると何か圧力をかけているみたいで本音が出てこないだろうと、遠慮なく地元の声が、関係者の声が出ないだろうという、そういう配慮からだと、こういうふうな答弁がありました。それは私も了としますけれども、ただ私は少なくとも最初に、町の考えはイコール町長の考えという、そういうものに私はつながるのが自然だと思うんです。

ですから、町長が夢でもいいからとにかく一緒にやりたいと、こういう思いがあるなら、最初のときに出てそして一体化施設がオープンする際に一緒にみんなで喜び合って、スタートを切りたい、そのことはやっぱり子供のためにも町のためにもさまざまな形でいいんだと、こういうことをやっぱりじゅんじゅんと挨拶の中で説く必要があったのではないかと。それが私は町のリーダーとしてのリーダーシップではなかったのかと思うと同時に、いかんせん統合と言われて3カ月です。地元の戸惑いは私は当然だと思います。

町長も地元の声を尊重しながら決めていきたいということではありますが、考えますと、オープンと同時に、もう手を挙げて統合と一緒にできてお祝いできればそれにこしたことはなかったのではないかと私も思います。しかし、いかんせん、私どもがいろいろ提言していたそういうものがあつたのにもかかわらず、町長は機

が熟さないという、そういう中で6月に出したわけでありますから、その町長の決意はいかにとやっぱり住民との話し合いの中で吐露するのが、そういうことも含めて私は町長のリーダーシップと同時に地元の声を尊重するという、そういうことも含めて十分な地元との協議を、議会が終わったらすぐやるということでありますから、やってほしいということを強く要望して、終わりたいと思います。

以上です。答弁は要らない。

○議長（円谷忠吉君） ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順3、8番、田中重忠君、（3）町の財政運営と職員数についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 町の財政運営と職員数について質問いたします。

浅川町では、町公民館、町民体育館の耐震改修工事や中学校の大規模改修工事などが財政不足により今日まで先延ばしされてきました。平成20年度から平成27年度までの8年間、浅川町の財政規模は歳入で平均が34億5,000万円、歳出が31億9,100万円で、8年間、毎年約2億6,000万円を繰り越してきました。一方、平成13年度から平成19年度までの7年間は、平均歳入が29億4,502万円、歳出が28億2,365万円で、毎年1億2,100万円の繰越金でした。

この要因は、その年度の財源を毎年消化できず使い残していること、特に平成20年度以降8年間の繰越明許費は6億3,187万円で、一方、平成19年度以前7年間平均の約443万円に比べ6億2,774万円も多くなっていることです。このことは、効率的、継続的な財政運営に最善の努力が必要だということであり、また財政規模、仕事の量に見合った人事管理、職員数を確保することが必要です。

以上の点を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

1、町の財政規模は、平成20年度から平成27年度までの8年間で歳入平均が34億5,000万円、歳出が31億9,100万円、歳入歳出の差引残高は2億6,000万円。毎年2億6,000万円が残高として残っているが、その理由は何か。

2、財源がないからとの理由で、浅中大規模改修や中央公民館、町民体育館の耐震改修工事がこれまで先送りされてきました。財政運営に問題があるのではないか。

3、中央公民館の耐震工事はこの際見合わせて、町文化センターの建設を検討すべきではないか。

4、町内高齢者の買い物バス、巡回移動販売車等への取り組みを積極的に進めるべきではないか。

5、町奨学金制度を抜本的に改革し、貸与者数と貸与額の増額を図るべきではないか。

6、平成28年度末の町職員の正規、臨時、嘱託、緊急、その他の職員、それぞれの人数をお聞きしたいと思

います。

以上、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、日ごろから健全な財政運営を心がけて経費節減に取り組みをしたことによるものであります。

2点目につきましては、振興計画において計上して計画的に行う予定ではありますが、それぞれの施設につきましては工事費用も多額になることから先送りしたもので、財政運営に問題があるものではございません。

3点目につきましては、文化センターの建設は考えておりません。

4点目につきましては、さきの質問にお答えしたとおり、巡回バスについては平成30年度で検討しております。移動販売車の導入につきましても、現在、運用方法を協議しているところでございます。

6点目につきましては、職員68名、臨時職員46名、嘱託職員30名でございます。

なお、5点目につきましては教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 学校教育課長がお答えします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

5点目につきましては、現在までの貸し付け状況等や需要を見きわめ検討していきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまご答弁いただきました。町長からは、1つ目の質問に対しては健全な財政運営、それから経費節減が図られた、こういうご答弁であります。

今回、私はなぜこれを取り上げたかという、要するに年度当初に例えば34億5,000万円の歳入があるから31億9,100万円の予算を組んだと。ところが、その中から繰越明許費と繰り越しで2億6,000万円残してしまう。そうすると実際にはどうということになるかという、34億5,000万円の歳入があるにもかかわらず、31億9,100万円の仕事しかできないということなんですね。これがもうここ8年間ずっと続いているわけです。ですから、なぜこれほど多額な繰越明許費が出続けるのか。多い年については3億ぐらい出ているんですね。それから繰越金についてもそうです。

質問のところで言いましたけれども、19年から7年間、このときの繰越明許費は443万円しかなかったんです。これは副町長もご承知のとおり、この当時は、一旦予算を組んでやっていく、それで今ごろになると各課から不用額を総務課のほうに、財政のほうに上げさせて、そして再度、緊急かつ必要なそうした事業に振り分ける、そうして結局使い切っているんですね。歳入と歳出の差額が、平均で2億6,000万円も繰り越している。繰越金が多ければいいじゃなくて、納税する町民の側からすれば繰越金はできるだけ少ない額で、集めたお金をいかに皆さんに有効に使ってもらうか、このことが財政運営の基本なんです。

ですから、私は、町長、気を悪くすると思ったので言いませんでしたけれども、決して健全な財政運営にはなっていない、こういうふうに思います。ですから、町長とこの見解は大きく違っているわけです。

それから、中央公民館、それから浅中の大規模改修、これらについては大震災前に既に耐震診断の結果が出ていたんですね。それで浅中の体育館なんかはやられたんです。それから今日に至るまでこの改修も耐震工事も全くやられてきていないです。これは、町長、問題ないなんていうものではないです。問題ありなんです。ここをしっかりと受けとめていただきたいと思います。

それから、中央公民館も耐震工事をやるようになっているんですね。今の公民館を耐震工事して金をかけるんだったら、他町村でほとんどなっている、やっぱり文化センター的なそうしたものを建設する、そうしたことを検討すべきではないか。町長は考えていないんですね。そうすると、これ、小学校の統合問題と同じなんですよ、私が最初に質問していた当時、町長は何て言っていたかという、統合は今のところ考えていないと。そうではなくて、そういう意見があったら検討しましょうということになる。検討すべきではないですか。それを考えていないということで一蹴した。これはやっぱり考え方を改めていただきたい。ぜひ検討してほしい。

それから、巡回バスについては現在取り組んでいるということなので、ぜひ町民の皆さんに喜んでもらえるようなそうした事業になるように期待をしたいと思います。

それから、町の奨学金制度等についても検討していきたいということでございますので、町内の優秀な、向学心に燃えた子供たちの本当に役に立てるような、そういう奨学金制度にさせていただくようぜひ取り組んでいただきたい、このことをお願いしたいと思います。

それから、職員さんの人数ですが、緊急雇用はいないんですか。正規職員68、臨時職員46、嘱託職員30ということでお聞きしました。144名ですか、それで緊急雇用は何人いるんだか再度ご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず、1点目の繰越金の減でございますけれども、確かに2億6,000万円の歳入歳出差引額の平均額がございました。ただ、翌年度繰越額ということで平均7,900万円ほどあるものですから、実質収支としましては1億8,000万円ということで、それらについても28年度からいいますと約1億円、翌年度で積み立てをして財調のほうに運用しているというふうな状況でございます。

あと、耐震関係については、以前から申し上げているとおり、振興計画で計上しながら進めているところでございます。

また、文化センターについては先ほど町長の答弁のとおりだと思っております。

職員数でございますけれども、先ほど町長答弁のほうで臨時職員数が46名ということであったかと思うんですけれども、その中に、緊急の職員ではないんですけれども、道路作業員ということで3名ほど含まれております。46名の中に3名が道路作業員ということで含まれてございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、今、緊急雇用というのはいないんですか。ゼロだということですか。それを確認したいと思います。

それで、翌年度に繰り越しというお話でありましたが、総務課長、ぜひひとつご理解いただきたいんです。私が言っているのはどういうことかという、繰越金があるから同じだろうと、順繰りに。要するに繰越金の

分だけ毎年仕事をやっていない、そういう財政ということなんです。総務課長、言っていることわかりますか、私が言っていること。次の年に2億6,000万円繰り越すから次の年の財政で今の2億6,000万円、いわゆる使えば同じだと。そうではなくて、2億6,000万円残して、またそれを繰り越して行って、そしてまたそれを残していく。毎年2億6,000万円ずつ残していると。その2億6,000万円でどれだけ町民のための事業ができるか、このことを考えて財政運営をしていただきたいと思います。

私は、今回のこの質問で、そういうところにぜひ参与の皆さん方に目を向けていただきたい。ですから、以前の浅川町の財政運営から比べるとかなり方向性が違ってきている、こういうふう思うんです。ぜひそこは一度確認をしてみてください。

それから、振興計画で上げてやっていてそれでよかったんだと言うけれども、それは順繰り順繰り、ローリングしておくれてきたんですね。校舎の大規模改修やら町民体育館の改修、それから公民館の耐震。というのは、石川郡の近隣町村の中ではもうほとんど耐震工事が終わっちゃっているんです。浅川町だけだと思います、これ残っているのは。その点についてしっかりと理解していただきたい。

それで、職員数ですが、この人数ですと144名ですか、多分。それで、何を言いたいかというと、財政規模は大きくなっている。それはなぜかということ、震災の復興予算ということでもかなり来ています、何億も。そのことも含めて、さっき平均34億5,000万円という、こういう数字を言ったわけです。その中であって繰越金がこれだけ出ていてということは、仕事がそこまでやれていない。そういう状況の中で職員さんの数が、以前、26年3月末に聞いたときには140名だったんです。それが144名にふえている。仕事が減れば職員さんの数はやっぱり減らしていただかなくちゃいけない。ところが、この前も質疑で聞いたならば国からの移管事務やなんかで仕事が現在ふえていて大変忙しいという答弁を聞きました。しかし、予算額を見れば、どれぐらい仕事がふえているか減っているかというのが本当はわかるんですね。そういうことでございます。

それで、職員数について緊急雇用がゼロというのであれば、合計人数について確認してきちんと教えてください。

あと、それ以外については答弁を求めてもちょっと無理なのかなと思いますが、実際には私が申し上げているような形になっているということです。ご理解をいただきたいと思います。

総務課長からその職員数について、合計、確認。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 職員数でございますけれども、緊急雇用については、以前は募集をしておりましたけれども、ここ数年、道路作業員ということで募集をかけているということでございます。先ほど町長答弁にありましたとおり、臨時職員46名の中に建設水道課で道路作業員ということで3名が含まれた人数でございます。

総数でございますけれども、先ほど答弁あったように、職員数が68名、臨時職員が46名、嘱託職員が30名ということで合計144名でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）宅地造成事業特別会計についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 宅地造成事業特別会計について質問いたします。

町長は、平成28年12月議会の行政報告で、地方自治法上、年度を超えての繰りかえ運用は好ましくないとの県からの指導で経営の改善計画書の提出を求められ提出したことを明らかにしました。しかし、県の浅川町の財政問題、要するに年度を超えた基金からの繰りかえ運用に関する基本的な方針についてと、町担当者の説明は基本的に大きく食い違っています。記録によれば、平成28年1月26日、県市町村財政課と打ち合わせを行い、2月29日、浅川町の財政問題に関する基本的な方針についてを県市町村財政課に提出しております。

そこで問題点として、県市町村課は、土地の現物返還は現金化できず根本的な解決にならず、現行の繰りかえ運用と変わらない。現在の繰りかえ償還期限の平成32年3月31日、この償還期限がなぜ平成32年3月31日になったのか、これは議会にも詳しい説明はされておられません。これは執行側がつくった償還期限だと思います。また、それ以前の早期解決を再考する必要がある。未分譲地の販売促進に向けた取り組みが触れられていない。根本は、ここで浅川町が今後どう対策を進めるかを示すべきである。2月末に提示のあった浅川町の方向性に県市町村課としてオーケーは出せない。

一方、浅川町のそのときの担当者の主張は、未分譲地の販売促進は当然実施した上での回答と考えている。基金の廃止には議会の関係もあるが不可能なわけではない、議会に対しての説明が必要となる。4月までに再度方向性を示したいと主張したんです。県が浅川町に対し指摘した主要な点は以下のとおりであります。ただし、ここで言っている議会に対する説明が必要となるという点でございますが、これらについても議会には何の説明もありませんでした。

県が示した主要な点ですが、1、処理計画の問題点。宅造会計廃止後、宅造販売を基金事業として管理するのか。未分譲地の保有自体、基金の目的に沿っているのか。特別会計の負債を基金につけかえただけであり、根本的な解決にはならない。これは流動性がなく現金化できないからである。

2つ目に、資産評価、一般会計繰り出しのスケジュール、計画が不明である。

3つ目に、処理計画以外の方策について、以下の考え得る方策について検討結果が不明である。また、特会から一般会計への承継、特別会計の回収、資産評価との差額分のみ、それから土地については引き続き特会で販売事業を継続するかどうか。

4つ目に、問題点として一旦基金への全額償還が必要か。そもそも基金を廃止することが可能なのか。

5つ目に、未分譲地が多数あるにもかかわらず販売促進に向けた取り組みに触れられていない。

6つ目に、未分譲地を販売していこうとする町の姿勢を見せるべきではないか。

第1回浅川町の財政問題に関する基本的な方針について、平成28年4月28日に第1回、そして平成28年9月26日に第2回目の答申を提出していますが、これらについても私ども議会は全く知らされておられません。

そこで、1、現在売れ残っている宅造37区はどのような方法で販売する考えか。

2、町長は最優先で販売計画を策定し議会と町民に示すべきではないか。

3、町長はどのような方法で宅地造成事業特別会計をなくそうとしているのか。

4、町が県に提出した経営改善計画書を資料としてこの議会に提出し、その内容を議会に詳細に説明すべきではないか。これは前の議会のときにも議長に申し上げて提出させてくれということをお願いしましたが、結

局、何も出てきませんでした。

5、県からあった指導とはどんな内容か説明していただきたい。大まかな点については前段で私が申し上げたような内容だったと思います。

6、町長は3月議会で、当時、議会にいたのは町長と大谷、角田、上野、田中と言ったが、私は田中議員とやった覚えはないと答弁しています。町長のこの答弁は事実と反しているので訂正し、謝罪すべきである。

7、町長は6月議会でこの宅造について、私は責任は感じておりません。販売できないのは経済的な事由、もろもろの事情等の答弁をしているが、この答弁の真意は一体何なのか。

8、宅造会計をやめて一般会計に組み入れ、売れ残る土地は町有地として町資産とする方法について提案をしたとの答弁について詳しく説明していただきたい。

9、繰りかえ運用の償還期限、平成30年3月31日について聞きたい。

以上、9点についてご答弁をいただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 毎回の議会の繰り返しになりますが、お答えをいたします。

1点目につきましては、現在取り組んでおります定住・移住モデル住宅を建設し、入居された対象者と定住に向けた相談を図るなど、分譲地販売への取り組みを進める計画です。

2点目につきましては、今1点目で申し上げた事業に取り組むなど販売促進に向けた各種の施策を講じ、対処する考えであります。販売計画の策定等は予定いたしておりません。

3点目につきましては、なくそうとしてはおりません。

4点目、5点目につきましては、年度を超えた基金からの繰りかえ運用が不適切な取り扱いのため、早期是正に向けた取り組みが必要との指導がありました。

6点目につきましては、6月議会でも答弁したとおり、議員は一緒にやらなかったということでございます。

7点目につきましては、20年以上前の質疑の中で、当時16名の議員の中で私だけが反対したということに対し責任は感じておりませんとの趣旨で申し上げました。

8点目につきましては、以前、県との話し合いをした経過での内容であり、正常な特別会計に戻すことが目的であることを答弁しております。

9点目につきましては、県からの指導及び協議に基づき繰りかえ運用の早期是正について償還期限を定めたものでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま答弁いただきました。第1点目について、今後どうやって売っていくのかということで、定住促進住宅ですか、それを今、滝ノ台に2棟2戸、4世帯住宅ですか、をつくるという事業を進めています。しかし、これは町長も担当課長もそうですが、この事業でこれをこし建てて、本当に浅川町の花火の里ニュータウンの宅造が販売できる、販売につながるというふうに本気で思っているんですか。この件についての見解をきちんとお聞かせください。

それから、販売計画について町長に早急に出してくれということをお願いしましたが、計画を立てることは予定していないと。計画も何も立てないでどうやってすぐ販売できるんですか。これ、町長も副町長もご存じ

なんですよ。前の富永町政のときにきちっと販売計画を立てて、そしてそれが難しいとなったときに平成15年までの延長の販売計画をつくって、そして議会に示して議会の理解を得て販売を進めてきたじゃないですか。販売計画も何も立てないで定住住宅を建てて、それで販売していくんだと。売れるわけないでしょう。町長は、答弁、きょうは時間がかかるのではしょっていますが、町長はこの議題の答弁で、売れるわけがないとか、これはもうだめなんですとか、価格は下げませんと、全く販売するという方向と違う、そうした答弁を繰り返し行っているじゃないですか。そしてここでは計画も立てない。

そして、3番目の宅地造成事業特別会計をなくそうとしているのかということについて、なくそうとはしていない、こういうことですが、これについては町長、答弁で明らかに、こんなのなくしちゃえばいいんだとか、一般会計から宅造に繰り入れて、宅造から庁舎建設基金に繰りかえ運用で借りている金を返しちやって、そして宅造特別会計をやめるべとはっきり言っていると思うんです。だから、全員協議会を開いてください。そうすれば詳しく全部資料をそろえてご説明しますと。これ、一般質問でこんなことをやることそのものがなじんでいないと思うんです。

それから、4番と5番目ですか、経営改善計画書、それからこの計画書を出すに至った県からあった指導のことでございますが、ここで町長、物すごく大事なことがあるんです。町は実際と違う内容で県に相談しているんです。これ、副町長はよくご存じなんでしょう、町長も。私、今から言いますね。こういうことを言っているんです、浅川町は。これまで販売促進に努め、区画の販売により一部を償還してきたが、長引く不況の影響や東日本大震災、原発事故による風評被害等も重なり、販売促進PR活動に取り組んできたが、販売実績につながらない状況であった。そのため、結果的に償還のための財源が確保できない状況が続き、やむを得ず基金からの貸し付け、繰りかえ運用をしているところである、こう説明しているんですね。こうなんですか。違うでしょう。

この繰りかえ運用というのは、この前の議会で町長がいみじくも言いましたけれども、そのときは私の名前は出ませんでした、上野議員などの提案によって宅地造成するためにした借金、その金利が、このときは2,400万円と言ったかな、2,400万円の金利を浮かすために庁舎建設基金から繰りかえ運用して返している、そして金利を節約していると、こういうことでやったんじゃないですか。そうですよ。それを、県に浅川町がした説明では、売れなくなって借金を返せなくなったからやむを得ず庁舎建設基金から金を入れたと、こういうことですね。

ところが、これを決めた時点で、平成8年です、予定の販売戸数よりも多く販売がなされたということで、繰越金として7,139万円が出てきたわけですけども、これらにつきましては旧年度の繰上償還金の一部、その他に販売と、そういうものの償還面についてできるだけ留保したということですというふうなんですね。この当時は、宅造会計の売り上げがないから返せないなんて、そんな状況ではなかったんです。全く事実と違うことを県に説明して、そして今回のこの特別会計をなくす、そうしたことを結局やったんですね、一般会計から。平成28年の8,600万円ですか。そしてそれも、全員協議会やなんかを開いて議会にしっかりと説明をしてやったのではなくて、町長の行政報告ということで、こういうことをしましたからと、そしてやったんじゃないですか。こんなやり方おかしいですよ。こんな重要な問題、それこそ議会全員協議会を開いて議員の皆さんに資料を出す。この件についての資料、何にも出てきていないです。そして、行政報告で進めてきつと

やってきた。おかしいと思いませんか。

そういうことで、繰りかえ運用が違法であるなどということはございません。この繰りかえ運用についてはしっかりと法的な、この当時は市川総務課長ですよ。企画課長は芳賀課長だったんです。それでしっかり調査をした結果においてやった繰りかえ運用なんです。これ、副町長、思い出しましたか。そのとおりですよ。違っていたら後で言ってください、時間の関係もありますので。

○議長（円谷忠吉君） 田中君、簡潔に。

○8番（田中重忠君） まとめます、すみません。

それで、販売計画を至急つくって議員と全員協議会開いてください。県からの指導、私がこの前質問したときも、県から指導があって正常化したなんていう、県からの指導はそういう誤った町からの申し出によって出された、こういうことでありますので、浅川町の財政問題に関する基本的な方針について、これについては再度見直してみてください。

それから、7番目の町長が6月議会で私は責任を感じておりませんと言った答弁について、町長は先ほど何で言いましたか。みんなは賛成したけれども、私は反対したと、この宅造について。だから、これは本当は町長、宅造についてどういう反対をしたのか、この当時の会議録をよく調べて確認したいと思います。ただ、言っておきますけれども、議会というのは、私ひとりが反対しても皆さん方が賛成するとそれは決まるんです。しかし、あとき私は反対したから私には責任がないという話にはならないですね。これはやっぱり町長、おかしいんじゃないですか。

それから、繰りかえ運用の償還金、先ほども言いましたけれども、平成32年3月31日にこの県からの文書ではなっていますけれども、これ、いつ、どこで、誰が決めたんですか。我々議会は全然聞いていないですよ。

それからもう一点、これ、この前の議会でも言ったんですがうやむやにされてしまいました。当時、議会から町長と大谷、角田、上野、田中と言ったが、私は田中議員とやった覚えがないと答弁しています。町長のこの答弁は事実と反しているの訂正、謝罪すべき。これ、間違っていないですか。だったら、会議録の原本を持って町長室に行きます。でも、こんなこと何回も繰り返したってしょうがないです。町長はいたんですよ、あとき助役で。それから、副町長は議会事務局職員としていたんですよ。議員は角田議員と上野議員と私です。その場で先ほどの繰りかえ運用の話やなんかそういうことがなされたんです。

以上、私が指摘した点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 繰り返しますが、私が言ったのは、あの質問の趣旨なんかも残っているんだと思うんです。議会議員として一緒にやった旨の発言があったから、私は、あなたとは議会はやったことはありませんと。ということで答えたのです。間違いではありませんよ、議会は一緒にやっていませんから。そのものような話があったから、あなたとは議会は一緒にやったことはありませんと。間違っていないですよ。

あとは担当課長から。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、第1点目のどのような方法で販売するのかということですが、売れるのかという見解ですが、町長答弁にありましたように、今までもさまざまな取り組みをした経過がございます。

そういった中において、今回、定住・移住モデル住宅を4棟4戸建築をしまして、町外の対象者の入居者募集を図るという形態を計画しております。そういった入居された対象者を定住促進に向けて相談会等を図り、今後、町に定住をしていただくという方向で進めておりますので、あくまでも相手があることですので、契約事項でありまして、そのような相談会を図って定住に向けての販売促進を図りたいというふうな考えで現在進めております。

2点目の販売計画を提示すべきではないかということですが、昨年度、特別分譲販売の計画を、地元説明会をして地元の合意形成を図りつつ、1年間をかけて避難者を対象に特別分譲の販売をしました。そういった地元の説明会の中において、今回の分譲については今回きりだねということで念を押された経過もございます。以前の議会でも町長答弁があったように、価格を下げるということに対しては地元の合意形成が大変困難な部分も現実的にはあるということで、それらの状況を加味し、あの販売方法についてはさまざまな方法があるかと思っておりますけれども、現在取り組み可能な定住促進の事業をもって販売促進に努めているという状況でございます。

3番の宅地造成事業会計をなくそうとしているのかということですが、決算報告、予算等組みまして報告しておりますとおり、今後においても財産を管理していく必要性が当然ございますので、宅造会計については引き続き継続していくという考えで進めております。

償還関係については総務課長より答弁をいただければというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほどありました財政問題に関する基本的な方針でございますけれども、これについては、田中議員が話しました東日本大震災、原発事故等に関しては今の現状の話だと思います。現状、こういうことがあったから売れなくて繰り延べになっているよという話で、町のほうから出したそれは現状の話だと思います。

それで、ちょっと順番、すみません、あちこちになるかと思っておりますけれども、県から指導があったものについては、長年の繰り延べをしているということで、これらについては好ましくないもので早期に是正をするよというふうな指導があったことから、昨年12月ですか、期限を置く中で、行政報告で申し上げたとおり4年間で償還するというところでございます。

さらには、32年の3月31日、なぜかということでもございましたけれども、当初、町のほうとしましても、もうちょっと長い期間で戻させてほしいということで県のほうとは調整したんですけれども、県にあっては、今現在、庁舎建設基金の償還が32年3月31日だったことから、それに合わせてそれまでには返還するよというふうな話がありましたので、そのような計画をつくったということでもございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 答弁いただいたんですが、要するに私が申し上げていることをすっかり理解されていない。

1つ目の売れ残った宅造をどういう方法で販売するのかということについて、依然として現在進めている定

住・移住住宅ですか、これを2棟4戸建ててそれを販売につなげていくというお話であります、本当に宅造の販売につながっていくんですか、このことが。今、担当課長はそれでやっていくんだということですが、この前の震災被災者に販売するんだというあの計画、あれだって結局は失敗だったでしょう。一区画も売れなかったでしょう。ですから、皆さん方がそうやって計画してやっていくのはいいけれども、私ども議会にほとんど相談も何もしないで勝手にやってみんな失敗しているんですよ。この8年間、一区画も売っていないですよ、宅造。そのことを申し上げておきます。ですから、これ以外にきちっとした販売の方法を考えてください。

それから、宅造が売れない原因、まず価格が高いというのがあります。それから、高齢者がいっぱいふえてきた。高齢者が住むには住みにくくなっている。そして、若い人たちも今度、通学やなんかの関係で住みにくくなっている。それから、私、今回しみじみ見てみたんですが、建設した当時は余り感じなかったんですが、今見てみますと、みんな一段一段高くなっているから全部の階段を上がって住宅に入っていかなくちゃならない。あれは高齢者は無理です。

ですから、私は、ここに町が補助金なり何かを出してバリアフリーで自宅へ入っていけるような、そういう方法等も考えて売れる方法を、そういうことも考えてやってほしい。そして、価格の差が、前に買った人とこれから買う人の差がある。その差を埋める分についてもそういうバリアフリー対策費を町が持ってやるとか、そういうことで解決できるでしょう。いろいろあるんですよ、解決する方法は。ちっとも私どもの話を聞こうとしない。だから進まないんです。

それで、当時、議会にいたのは町長と大谷さんという話については、私は、一緒にやったということですが、議員として一緒にやったなんて言っていないです。これを決めるときにその議会の場にいたのは、町長、助役と大谷さんと角田君と上野君と私だと、こういう言い方をしているんです。ですから、議員を一緒にやったなんて言っていないです。町長、ちょっと資料を出してください。もしあれでしたら全部資料を持って町長室に行きますから。一緒にやらないじゃなくて一緒にやっているんです。

それから、9番目の繰りかえ運用の償還期限30年3月31日について、これは、私がさっき言ったのは、議員、議会はそのことについては何も聞いていないと。皆さん方が勝手に30年3月31日に決めた。そして来年度は9億円、再来年度も9億円、一般会計から宅造会計に入れて、宅造会計から庁舎建設基金に埋めるという話でしょう。それが、町長がこの前答弁した右のポケットから左のポケットへという話なんです。同じ町民の税金を右から左へ移すだけの話なんです。しかしそれが、宅造が販売できない、それをごまかすというか、そこから問題の方向性から目を背ける、そういうことなんです。

それから、長年の繰り延べは認められていないとかなんとか総務課長は言いましたけれども、これはそういう類いの、庁舎建設基金の運用ではないですよ。先ほど私、読み上げましたでしょう。法的に何ら問題ないんです、これ。だから、そこのところをもう一回、会議録や関係法規をしっかりと読み直して対応してください。このままではめちゃくちゃでわからなくなってしまう。

長くてすみません、ご答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは重複するかと思いますが、販売に向けた取り扱いということですが、

ただいまお話があったように、価格が高いと、また老人の方が多くなってきたと。それ以外にも補助する方法がいろいろあるのではないかというふうなお話がありました。先ほど私説明しました特別分譲も販売施策の一つではありますが、以前に同じような形態で補助を出すというふうなお話がありまして、その件については結局決定には至らなかったという経過がございます。そういった補助制度の方法、また特別分譲とさまざまな方法は講じておりますが、確かに販売方法は十分に検討しなくちゃならないというふうに、これは常々考えているところでございます。

そういった過去の経緯も踏まえまして、販売方法については、今現状の市場価格とかそういったいろんな要素を加味しながら対応策や方向性を出したいというふうに考えております。ただ、それに向けて販売計画を出せと言われても具体的に出せるような状況には現在ないのが現状でございます。町長答弁にありましたように、販売に向けたさまざまな施策に取り組んだ中で分譲販売をしていくという方向で、内容については、そういった取り組みについては議会等に報告をしたいというふうに考えております。今回の議会においても、建設水道課資料4によりまして4棟4戸の関係資料も提出をしまして、こういった事業の中身でもって販売に向けた促進対策をやっているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、特別分譲においても地元行政区の取り扱いもござりまするので、こういった件についても地元行政区と話し合いを進めまして、現在も行政区要望の案件がありますので、こういった件も含めつつ、地元の動向等も踏まえて販売促進の対応を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほどの県からの指導でございますけれども、繰りかえ運用の早期是正ということで、年度を超えた基金からの繰りかえ運用は不適切な取り扱いということで、県のほうから数度にわたりまして早期是正に向けた取り組みが必要ではないかというふうな話がありまして、何とか県の市町村財政課とも話し合いを進めながら、12月議会で町長が行政報告したとおりでございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）地方創生拠点整備事業についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 地方創生拠点整備事業について質問いたします。

この事業については、平成29年3月議会で予算について説明がありました。このときの説明では、地方創生拠出型交付金を使って滝ノ台ニュータウンに2区画4棟を建設、賃貸料を得て分譲地の利活用を図っていく、またこれを起爆剤として今後の宅造販売を促進していくとの趣旨の説明がありました。

しかし、私たち議会からの質問に、この事業は平成28年度末の2月に認められたばかりで詳細はこれから詰めていく段階との説明で、この事業についての説明はほとんど行われていません。

しかし、この事業による住宅建設の入札は9月に入って行われ、既に具体的に事業がスタートしています。この事業の内容については、私たち議会に対するこれまでの説明は不十分で不明な点が多く、今回この点について、事業の内容について詳細をお聞きしたいと思っております。

1つ、地方創生拠点整備事業の内容について詳細に説明してほしい。

- 2、地方創生拠点整備事業の目的は何か。
- 3、事業用2区画の用地の取り扱いについて聞きたい。
- 4つ目、この事業実施により宅造の販売にどのようにつながるのか。
- 5、入居者の募集方法はどのようにするのか。
- 6、この2区画の事業用地代及び住宅建設費等はどのように会計処理されるのか。
- 7つ、最終的に宅地造成事業特別会計との関係はどうなるのか。

以上についてご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、地方創生型若者向け定住・移住モデル事業及び地方創生型多世代交流拠点施設整備事業を行うものでございます。内容としては、定住・移住モデル事業については若者向けのモデル住宅を4棟建設するものです。多世代交流拠点施設整備事業については、図書館機能を併設した交流施設を整備するものでございます。

2点目につきましては、定住・移住住宅について、モデル住宅として整備し、若者の定着から出産・子育て・教育につなげ、転入による人口増と地域の活性化を図ることを目的としております。また、多世代交流拠点施設については、地域コミュニティの拠点として、子供から子育て世代、高齢者までと、多世代にわたる交流が図れる施設を目指すものでございます。

3点目につきましては、宅地造成事業会計で公共用財産として管理をいたします。

4点目につきましては、定住・移住希望者への分譲地の紹介及び販売促進を図ります。

5点目につきましては、新聞折り込み、町のホームページ等を活用し広範囲に募集する予定です。

6点目につきましては、分譲地は宅地造成事業会計の町有財産を活用するもので、販売代金等の会計処理はありません。住宅建設に要する費用は、補助事業を活用し一般会計予算での対応となります。

7点目につきましては、土地は宅地造成事業会計の財産で変更はありません。建物は一般会計の財産となり、それぞれ管理することとなります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 先ほども申し上げましたが、この地方創生拠点整備事業について、これも町長の行政報告、それから予算案の審議、それらについてところどころ説明があっただけで、まとまって説明は受けていないんです。ですから、今回入札して建設費が出てきましたけれども、この建設費が2棟建てて幾らかかるのかということも、予算審議の中で予算書でどんと出ただけでちっとも説明されていない。この建物をどのような構造でつくるのかについても、今回資料なんかが出てきておりますけれども、今までは全く出ていない。それから、家賃は、住宅使用料は一体幾ら取るのか、幾らかかるのか、これらについても全く明らかにされていない。もちろん、家賃1カ月幾ら、何年間で幾ら、そして償却する。ですから、計画としては1棟建てて、この1棟分は建設費幾ら、家賃が入ってくるのは幾ら、この建設費用のうち国からの補助金が幾ら、町の持ち出しが幾ら、そうした採算性のわかる説明が当然なされなければならない。しかし、これについて全くしていない。

ぼっぼつと行政報告やなんかで話が出てきて、そしてどんどん事業が進んでいってしまう。これがやっぱり問題なんです。

これも先ほど申し上げていますが、図書館の建設も含めて全員協議会を開いて、そこで詳細に議会に対して説明をしていただきたい、こういうふうに思います。

それでもう一つ、これ、入居者の募集方法、折り込みとホームページということですが、これはいつまでに募集して、いつから入居をさせるんですか。入居者がいなかった場合どうするんですか。折り込みとホームページだけで入居者は集まるんですか。この折り込み、どこからどこまで折り込みするんですか。だから、この事業についてはいっぱい結局わからないところがあるんです。この住宅、これは町民の方の転入による販売促進につなげるということですから、この計画の中では、よその町村から若夫婦を呼んできて入ってもらい、そして人口増につなげる、こういう構想ですよ。ということになれば、この募集の方法だって今までの町営住宅の貸し付けの募集方法とは違うでしょう。この辺についてどうなんですか。

本当にこれ宅造の販売につながるんですか。私は逆に宅造会計が持っている宅造を本来の形で、総務課長が言ったように本来の姿に戻すんだという、そういう話ではない。本来の形に戻すんだったら宅造を販売するしかないです。販売するんだったら、なぜ販売できないのか、何かいい方法はないか、そういうことをしっかり議論することが必要なんです。これ、全然やっていないですね。そして、町長と担当課長と副町長ですか、あと財政ですか、この方々で一生懸命知恵を絞って、そして被災者用に販売するとか、今回のこれも計画したんでしょう。

私は、こういう個人プレーみたいなやり方では浅川町の宅造販売問題は解決できないと思います。もっとしっかりと、議会と四つに組んで、どうしたら売れるか。私は何回もここで言っていますよ。町長と私たち議会とでしっかり腹を割って話し合っ、協力して販売していきましょうよ、あと37区画。それが一番いい方法なんです。私はそのことを申し上げて、これ、こういう一般質問でやったってらちが明る話ではないんです。それで、これで終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）特老入所判定者の実待機者数についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 議長、議事進行。このままではあと10分しかないんですが。

○議長（円谷忠吉君） いや、10分で。多少延長してもいいですからどうぞ。

○8番（田中重忠君） いや、多少とっても10分では終わらないですよ。いいですか。ちょっと検討してみてください。

○議長（円谷忠吉君） わかりました。

では、1時まで昼食のため休憩とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順2、8番、田中重忠君、（6）特老入所判定者の実待機者数についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 特老入所判定者の実待機者数について質問をいたします。

高齢化の進行が顕著な浅川町では特老施設への入居希望者が多数おり、なかなか入居できないのが実情です。特に浅川町のさぎそうを初め石川福祉会の施設は、入所料金が割安などの理由で入所待機者がふえ続けているようであります。複数の入所申し込みが認められ、要介護3から5の入所判定者が入所可能であるため、町民には待機者の実態がなかなか見えにくい状況になっています。入所判定で最優先で緊急に入所させなければならない実待機者数は実際に何名いるのか、もう少し町民にわかりやすい方法を考えていただきたいと思います。

また、28年3月議会で、担当課長答弁で、申し込みは全国どこからでも拒否できない、公平性の観点から町民以外の申込者に対しても公平にしなければならないとの答弁が示されました。しかし、さぎそう建設に当たって、浅川町は、さぎそう建設用地約1万4,000平方メートルを無償で貸与し、取りつけ道路等の建設などの負担もしています。また、各施設建設に当たり債務負担行為として浅川町が負担した金額は約27億6,000万円、さらに平成29年度分だけ見ても約2,600万円もあり、浅川町民はさぎそう等石川福祉会特老建設に多額の負担をしてまいりました。浅川町民がさぎそう等石川福祉会の特老施設に県外、郡外の人たちよりも最優先的に入所できることは当然です。浅川町民が県外、郡外の人たちとの公平性を理由に長期間待機状態に置かれることは問題だと思うのですが、以下の点についてお聞きいたします。

1つ、さぎそうの入所待機者数は何名か。

2、さぎそうへの入所判定を受け、入所の順番待ちをしている実待機者は何名か。

3、さぎそう入所選定の公正と公平性について。

4、石川福祉会に対するこれまでの浅川町の負担について。

5、さぎそうの建設、運営に関するこれまでの浅川町の負担額について。

以上についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目、石川福祉会へ照会したのですが、8月末現在、さぎそうへの申込者数は101名であります。

2点目については、入所の対象者となる方より施設入所の申し込みがあった場合、入所検討委員会で検討することになります。1点目で示した人数が実待機者数だと理解しております。

3点目ですが、さぎそうには入所検討委員会があり、施設職員のほか第三者の方も委員の中に入っており、その中で検討されるということでもありますので、公正・公平な入所者の選考を行っているものと考えております。

4点目、5点目の負担額については担当課長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

4点目につきましては、石川福祉会の施設建設に対する浅川町の負担であり、平成28年度までの支払い額で5億2,072万3,933円となっております。

5点目につきましては、さぎそうの建設に係る浅川町の負担額でございますが、平成28年度までの支払い額で2億4,147万6,593円、運営に係る補助については行っておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまご答弁いただきました。

それで、2番目にさぎそうへの入所判定ということで申し上げておりますが、これは要するに、もう当然入所できる、させなければならない、そういう状態の方々に順番待ちをしている本当の実待機者ですね、これは何名ぐらいになっているのかということでお聞きしたわけでありませう。

というのは、あき待ちなんだという声が複数の方から聞かされております。ということは、誰かが退所するか亡くなるかしなければ入れないんだという状態ですね。そういうふうにして待っている人たちは何人いるのか。ただ申し込みだけして、申し込みしておけば早く入られるからという人ではなくて、入所判定でこの人は当然入所させなくちゃならないというように判定したんだけど、あきがないから入れない、それで待っている人たちは何人なのかということについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、3点目の入所選定の公正と公平性についてということですが、ここで私がお聞きしたいのは、前の議会で、今回も私申し上げましたが、担当課長、町長も答弁していると思うんですが、公平性の観点から町民以外の申込者に対しても公平にしなければならないということで、東京であっても千葉県であっても埼玉県であっても、そういう遠隔地からの申し込みであっても、それは浅川町民と公平に取り扱わなければならないという、こういう答弁を前にされているわけです。

そうすると、私が今回お聞きしたいのは、それではおかしいです。何しろ、浅川町のさぎそう、それから石川福祉会の特老については、先ほど私が申し上げましたように多額の負担をしています。用地は1万4,000平方メートルを無償で貸与している。それから、計算が違うのかどうなのかわかりませんが、私の計算では、各年度から現在残金として残っている今後の分も含めて、債務負担行為として浅川町が負担しなければならない金額は27億円に上っているはずであります。その中の平成29年度分だけをとって言いますと2,600万円。要するに、これらの債務負担行為の返済金は浅川町民の納めた税金の一般会計から支払われておるんです。

ですから、その地元のこういう負担をされている方が、全然、浅川町と関係のないところの申込者と同等に扱われて、それで順番待ちをするというのはちょっと不公平なんではないかということで今回これをお聞きしているわけですので、そういう点についてお答えをいただきたいと思っております。

あと負担もあるんですから、以上、私が申し上げた点について再答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 実待機者とあき待ちでいる方について何人いるのかというおたがいでございますが、全て、石川福祉会に聞いている入所申し込み状況についても、聞いて確認している状況であります。浅川町で把握しているものではございませんので、石川福祉会から申し込み状況をお聞きしまして、それで各施設への申し込み状況を把握したところであります。

さぎそうへの101人の中には、確かに申し込みだけしまして待機しているなんていう方もいるかとは思いますが、3カ月に1回、この全員の入所判定をいたします。3カ月に1回、順番を並べかえまして、その方の状態を見まして入所の優先順位をつけているということでもありますので、全員が実人員だというふうに捉えたところでもあります。実際さぎそうの入所判定委員会にも出ているわけではございませんので、どういう方がいるのかということについては掌握していないところでございます。

また、公平性についてでございますが、遠隔地からの申込者、さまざまにご縁があつて地元の施設に入りたいとかそういう方がいるかとは思いますが、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」というものがございまして、その「提供拒否の禁止」ということで、第4条の2に、「指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。」というところがございますので、さぎそうのほうでは申し込みがあつた場合は全て申し込みを受けるということではございますし、当然どこの施設もそうでございますので、他町村の施設に入っておられる浅川町民の方もたくさんいるわけではございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 101名の一般的な待機者のことについて聞いているのではないんです。それで、それは把握していないということを言っていますが、私がこの質問通告で入所判定を受け入所の順番待ちをしている実待機者とわざわざ断っているのは、入所判定でもうこの人は入れるんだという、そういう判定を受けた待機者は何人いるのかということをお聞きしているわけですから、それについて把握していないというのはちょっとやっぱり納得できません。そうすると、浅川町では、申し込みされた入所希望者の数だけ101人だ、来月は105人だ、110人だ、80人だと、ただそれだけカウントしているんですか。

今私が申し上げているのは、浅川町民の中でなかなか順番待ちをしても、見る人もいない、ひとり暮らしだ、大変困っている、病院からは早く出ていくように言われている、そうして困っている人たちが結構いるんです。ですから、そういう人たちをやっぱり何とか助けてあげなくちゃならないんじゃないですかというふうに思うからお聞きしているわけです。ですから、その辺については再度ご答弁いただきます。

それから、提供拒否はできないということですが、いや、拒否する必要はないと思うんです。ただ、少なくとも入所判定の段階で、地元において多額の負担をして、自分たちで、困ったときには入れてもらえる、だからということで結局負担をしている。毎年毎年税金を納めている、その中からその金で特老を建設する、その借金を払っている、そういう状況にある人が順番が来ないから入れない、その順番の先には県外の東京とか埼玉のそういう人たちがいるというのでは、これは公正・公平という話ではないでしょうと、そういう点でお聞きしています。再度ご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） ただいまも答弁したところではございますが、あくまで石川福祉会の一事業所に関する施設の入所検討委員会の中の話でございます。ただいまおただしをいただきました中で話をしてみますと、101名の待機者がおりまして、その中で順番をつけて入所の優先入所対象一覧というものをつくっているということではございます。その中で、上位10名の者に対してさらに、優先一覧に入所の必要性の高さを示す詳細な内容や居宅介護の困難性を示す事情等を記載して検討しているということですので、そういう点からす

れば、上位10名に3カ月に1回該当する方については実入所者という考えも一つあろうかとは思われます。

また、公平性については、浅川町民の方も他町村の施設に入っている観点から、どこの施設でもどこの地域からも受け入れるということで、そこで公平公正を保っているものだと理解してございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）横領……

〔「3回目だよ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 3回です。

〔「いや、やっていないです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 3回やったんです。

次に、（7）横領公金の全額回収についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 横領公金の全額回収について質問いたします。

須藤町長就任直後の平成19年4月発覚した町職員による横領公金の全額回収は、現在に至るも全面解決に至っていません。町長は、平成20年9月議会で回収返納金について、以前、補正予算にも組み入れておりますので、3月いっぱい年度内にきちんと解決をつけて、新しい年度には引き継がないと答弁、同じく20年6月議会では、平成21年度末ごろにはきちっと目鼻をつけたいという目標を掲げて努力すると言っていました。その努力がならなかったというのは一体どういうことなんですか。誰の責任なんですか。

また、22年6月議会では、地方自治法において公金の管理を含め町行政の責任は私にあると思っておりますと答弁、26年6月議会では、横領金全額が弁済された時点が解決であると思っております等の答弁をしています。

町の公金取り扱いについては、地方自治法等法令及び条例に基づき、町と地元4行と町指定金融機関と収納代理金融機関としての公金の取り扱いについての契約を交わしていますが、町長は、町と収納代理金融機関は直接契約するのではなく指定金融機関と収納代理金融機関との契約となり、町との契約はありません、また、町は郵便局に対する損害賠償請求権はございませんなどの答弁を繰り返し、郵便局と町指定金融機関に対してただの一度も損害賠償請求を行っていません。

次の点についてお聞きいたします。

1つ、横領被害公金の未回収金額は現在幾らか。この未回収金額については残金と金利でお答えください。

2点目、町長は横領公金の回収にどのように取り組んできたのかお聞きしたい。

3つ目に、郵便局を初め他の金融機関に対し請求等行ったのかどうか。

4、請求していないとすればそれはどんな理由からか。

5、町長はこの問題を最終的にどのように解決するつもりなのかお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、平成29年3月31日現在で、元金、費用及び利子を含め1,963万208円であります。

2点目については、横領した元職員に全額弁済の義務があることから、毎年、督促状を送付し損害賠償の請求をしており、さらには預金口座の債権差し押さえを行いました。

3点目については、金融機関等に対し請求等は行っておりません。

4点目につきましては、以前から申し上げているとおり、弁護士と相談した結果、請求できないとの判断に基づき請求はしておりません。

5点目につきましては、元職員に弁済の義務があり、現在、少額ではありますが本人から納入がありますので、引き続き回収に向けて努力したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 依然として元職員に請求をしている、これ、元職員に請求しても取れないのはわかっているでしょう、町長。これは弁護士が取れないと言っているのではないけれども、取れる状況じゃないことははっきりしているでしょう。刑事裁判までやって、民事裁判もやって、判決もらって差し押さえしたりなんかしたけれども、取れるすべがないんです、本人に対しては。ところが、横領公金の回収にはこの職員から回収するんだと、こういうことであります。これは、今までの議会でもそうした答弁を町長はずっとしておるわけです。

何で町と指定金融機関、収納代理金融機関の契約をして浅川町の公金を取り扱っていた金融機関に対して請求をしないんですか。おかしいでしょう。そして、この郵便局に対しては、弁護士が請求しても取れないでしょうと言ったから、だから請求しないと。この弁護士なんていうのはどれだけの権限があるんですか。浅川町に、これは請求しても取れないから請求してもしょうがないと、こういうふうに弁護士が言った。このことを理由に町長は、郵便局初め他の金融機関に全く請求をしていないわけです。ところが、ちゃんと浅川町には公文書としてこの契約書全部残っているでしょう。私は持っていますよ。だから、町長に私は何も無理なことを言っているんじゃないんです。そういうふうに法律や条例で決められて、そうして取り交わしたその契約書に基づいて、きちんと手続を踏んで請求をなぜしないんですか。請求してくださいよ。

何をやっても取れないような本人からだけ回収するという町長の話は、全く何もしないということと同じだと思います。町長の責任として、これは回収をする、回収の努力をする、これは当然のことだと思うんです。

このことについて、町長、見解をお聞きしたい。

〔「誰か答えて」の声あり〕

○8番（田中重忠君） いや、町長に聞きたい、町長に。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私はとてもそういうものの答えはできません。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど弁護士という話がありましたけれども、弁護士とも相談し、契約書も含めましてそれらを見ていただきました。相談した結果で請求できないというような判断に基づきまして請求はしないということでした。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これ、2回目のだからね。町長に答弁を求めているんだから……

- 議長（円谷忠吉君） 3回目は3回目。
- 8番（田中重忠君） 町長に答弁させてください。議長、おかしいでしょう、この議事運営は。
- 議長（円谷忠吉君） 町長はこんな難しいのは答弁できないと、そう言ったんですか。もう一度言ってください。
- 町長（須藤一夫君） あなたね、こんな難しいとは私、言っていないよ。
- 8番（田中重忠君） 何と言ったんですか。もう一回言ってください。
- 町長（須藤一夫君） 自分でその物事をつくって、こちらに振らないでください。私は、こんな難しいもの、答弁できませんなんて言っていませんよ。
- 8番（田中重忠君） 何て言ったんですか。
- 町長（須藤一夫君） 繰り返しては言えません。
- 8番（田中重忠君） 町長、答弁してください、もう一回。
- 町長（須藤一夫君） 答弁したでしょう、今。
- 8番（田中重忠君） 何て言ったんだか聞き取れなかったんだから、もう一度ご答弁ください。
- 町長（須藤一夫君） 聞き取れないのに、私、繰り返しては言えません。
- 8番（田中重忠君） 言ってください、議会なんですから。
- 議長（円谷忠吉君） 町長。
- 町長（須藤一夫君） 嫌です。
- 議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君、3回目です。
- 8番（田中重忠君） 議長、この議会運営、おかしいですよ。町長は、難しくて今は言わないと言いましたね。でも、平成20年9月議会では、収納代理金融機関と町の契約ですが、町と収納代理金融機関は直接契約するのではなく、指定金融機関と……

〔「議事進行」の声あり〕

- 議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。
- 5番（江田文男君） 議事進行。これもう終わったんでしょう、答弁。
- 議長（円谷忠吉君） 3回目の質問をやっているの、今。
- 5番（江田文男君） 3回目なの。
- 議長（円谷忠吉君） 3回目。
- 5番（江田文男君） 終わったのかと思った。
- 議長（円谷忠吉君） 田中君。
- 8番（田中重忠君） 収納代理金融機関との契約となり、町との契約はありません。そして、私、難しくてわからないと答弁しているんですよ。こういう無責任な答弁をして、町民から預かった公金が失われている。それがきちっとした法律に基づいた契約も何もきちっと交わされている。それを全く回収しようとする努力をしない。そして、弁護士がそう言っていると。弁護士にそんな権限ないですよ。
- だったら、弁護士は言っていないですけども、元職員には払えるような経済力も何もないのを誰もわかっているわけでしょう。そうしたら請求しないということですか。請求しているでしょう、元職員には。そして、

町税等の滞納額についても町はどんどん請求しているでしょう。何で郵便局と指定金融機関、収納機関に対して一度も請求しないんですか。町長、相手を見て町政を執行するなんていうのは、これはやっぱり町長としてやっていけないことだと思います。

今まで私いろいろ我慢して抑えて抑えてきましたけれども、何回言ってもわからないのではっきり言いますけれども、町長は、交わした契約書に基づいて、郵便局、それから東邦、信金、農協、この合計4行に対して請求をしてください。請求をした結果どうしても取れないというのであれば、それはそれで仕方がないと思うんです。一度も請求もしない、そして取れない。そして、どんどんこれ、放っておくと時効になってしまう。状況もわからなくなってしまう。結局、これ公金を捨ててしまうことになるんじゃないんですか。

だから、町長、こういうことをやっているから、公共下水道の場合だって七百何十万も、結局、不納欠損処理して、誰も責任をとらない。こういう行政を続けていていいんですか。答弁を求めます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

〔「町長です、町長。総務課長、町長に答弁求めたんですよ。あなた、いつから町長になったんですか」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議員が言うことの意味はわかります。しかし、何年やっていますか、もうこの話。既に何度も決着がついていると思うんですよ。あなた、弁護士を信用するのと言うんですが、私は弁護士を信用しないで誰を信用するんですか。例えば、あなたの言うとおりにやって完全回収できる自信があるんですか。

〔「とにかくやりなさい」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） いや、そういう曖昧なことを責任ある者はできないでしょう。今さらそういう請求は……

〔「曖昧ではないよ。危険を……」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 議長が指名してからにしてください。

○町長（須藤一夫君） そんなことはできませんし、本人は、本人のことを言ったんでは大変失礼なんですけど、本人は、血の出るような努力をして、少額でも私が生きているうちに納めたいと言っているんですよ。そういうものを、私は本人の責任にかぶせるんじゃなくて、本人がそういう気持ちがあるということを……

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） 答えているんです。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） じゃ、答えやめます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長が今答えていると言っていますけれども、私が質問したのは、なぜ指定金融機関と郵便局と指定金融機関、収納代理金融機関に一度も請求しないんですか、するべきでしょうというふうなのが私の質問ですよ。今、町長がしている答弁は質問とは全然違う答えでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 質問者と答弁が合うという前提のもとに立っているとそういう理屈になるんですが、私

どもはそういう考えはしておりませんので、それに合わせるわけにはいきません。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、7番、水野秀一君、（2）農作物を鳥獣被害から守る電気柵設置に助成をの質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 農作物を鳥獣被害から守る電気柵設置に助成をお伺いいたします。

原発事故以降、急激にふえている野生動物、特にタヌキ、ハクビシン、イノシシなどによる農作物の被害が浅川町でも多く発生しています。農作物が収穫を目前にして被害に遭っています。最近、防止するために電気柵を設置する農家が多くなってきました。電気柵を設置する際に助成をお願いいたします。お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（5）イノシシなどの有害獣への対策強化を、施設への助成策をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

今、7番議員が言われるように、年々この有害動物により、特に農作物等に被害が出ています。丹精込めてつくった野菜や、あるいはカボチャであろうがトウキビであろうがスイカであろうが何でも被害に遭うというふうな、そして収穫時期には水田に入っただけじゃなく中に入っただけじゃなく、何とかというふうにするんだそうですけれども転がる、そういうことまでやって被害を大きくしています。と同時に、実が入れば稲の穂なども食べるというような状況でありまして、もう本当に農家では手のつけられないようなそういう状況が今発生しているわけでありまして。

町でも、これらについてさまざまな現地調査、そういう中でつぶさにその被害の実態を見ていると思いますし、またその被害等について役場にも連絡があったりして実態をつかんでいるのかなというふうに思います。

そこで、これらの被害をとにかく少なくしていくと同時に、なかなか絶滅というところまでいきませんけれども、画期的な形でいくということになれば捕獲して駆除するという、これがやっぱり一番効果が上がる対策だろうというふうに思いますので、それらの観点から質問したいと思います。

1つは、町の被害額あるいは被害箇所、こういうところについて町はその都度調査をしたり、電話で連絡があれば行ったりしてつかんでいるんだとは思いますが、いかほどになっているのか、その実態をまず明らかにしていただきたい。

2つ目には、年々被害が増大しています。他町村のように防護柵やその柵の中でも電気柵、こういうものが今一番効果的だと、防ぐにはというような状況であります。それらについてはかなりの経費がかかるわけでありまして、古殿町なんかではおよそ7割の補助を出している。矢祭町などでは駆除隊に無線機を買うぐらいの、そういう予算をとってやっておるということでありまして、浅川町も少なくとも防護柵、電柵、これらの設置について他町村をよく検討して一日も早く実行してほしい、これこそ補正予算を組んで一日も早くこれらの助成対策を講じてほしいということでありまして。

3つ目には、先ほども申し上げましたように、やはり有害駆除ということでわなや鉄砲、わなにもいろいろあるようでありますけれども、これらによって捕獲して駆除するというのが一番効果的であります。例えば、浅川で3頭目のイノシシは東大畑で捕獲して駆除したわけでありますが、駆除するとその地域には半年近くもうイノシシが来ないという、そういうことさえ言われておりますので、駆除をしっかりとやるということが肝要かと思えます。

そこで、町は狩猟期間のほかに、狩猟期間は公認されている狩猟ができる期間であります。11月から2月ですか、こういう期間内に有害駆除という形で町長が許可を出しておるわけであります。これは各町村の長が出しておるということで、その許可があっても、例えば大草や松野入やそういうところでこの駆除のためにまき割りをするとか、さまざまな形で見つけたときに鉄砲を撃つとかという、そういうことはできないんですね、町村をまたいで。棚倉は棚倉町の有害駆除の取り決めがあって、何月何日から何日間とかというふうに決めて許可をするわけであります。ですから、いま一步のところ棚倉に逃げ込んだ、鮫川に行っちゃったというときに追いかけることもできないというのが実態であります。これをぜひ隣接の町村と連携して、協力して広域的にこの有害駆除の活動ができるような、そういうものにぜひしてほしいという駆除隊からの声が寄せられております。この件は、ぜひ私は隣接の町村と力を合わせてやっていただきたいというふうに思います。

というのは、イノシシは普通のおのではまき割りをすることができない。やっぱり専門のそういうおのが要るわけでありまして、この浅川町には残念ながら今いないんだというふうに聞いておりますけれども、そういうおのを持っている人たちとも力を合わせて、何日から何日まで浅川でやろう、この辺にいる、その次は棚倉で力を合わせてやろうというような、そういうことができるようにぜひしてほしいというのがその要望であります。

同時に、前に私も質問しましたがけれども、鉄砲を撃つことのできるハンターが年々減って、一時30人もいたけれども今は9人ほどしかいない。その中でも、例えばわなの許可を持っている人は限られて6人だとか、さまざまな制約もありますので、そういう狩猟をする人々や有害駆除のそういう活動費、経費をぜひ町がもっと予算をつけて被害防止のために努力してほしいということもつけ加えて質問したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

初めに、7番議員にお答えします。

野生動物による農作物の被害の通報は年々ふえている状況にあります。電気柵など侵入防止柵の助成につきましては、今年度において助成制度の検討を行い、次年度から対応したいと考えております。

次に10番議員にお答えします。

1点目の被害額等については、推計ではありますが、平成28年度は15カ所で約330万円、29年度は8月までで21カ所、推計ではありますが約280万円となっております。

2点目の防護柵等の助成については、7番議員にお答えしたとおりでございます。

3点目の広域連携活動につきましては、可能かどうかをよく関係町村と調査し調べてまいりたいというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 来年から実施するというごさいます、できるだけこれも早くお願いしたいと思
います。

それで、近隣町村の助成の事業等なんです、10番議員も申しましたが、鮫川村などは上限5万だの半分の
助成というふうなことでございます。また、古殿は上限なしで、特に古殿はイノシシの被害が多いもので、助
成上限は設定しないで7割助成というようなことになっております。それから、平田村についても上限が2万
ということで半分の助成、棚倉町ですが、貸し出しというような形で助成はしていないで、ある程度、役場の
ほうで電気柵を用意して希望者に貸し出しているような状況ということでございます。そして、石川町まだや
っていないということでございますので、いろいろ近隣町村のこういうものを見て、できるだけ早い時期にこ
の助成をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今、各町村の補助の割合等をお話をいただきましたが、非常に微妙なんです、電気柵
の補助というのは、いわゆる発電機、バッテリーの価格に対する補助でやるのか、それとも電気柵全体のメー
トルで補助をくれるのか。電線の基準というのは極めて難しいので、やるとすれば発電機とバッテリー等につ
いての補助はどうなんだということの検討はできると思うんです。

ただ、発電機とバッテリーもいろんな種類があります。物すごく広範囲の、いわゆる牛の牧場に回すような
広範囲の電牧の方法もあるし、あるいはたかが20坪ぐらいの周りに発電する電牧もあるし、いろいろあるん
です、機種も。性能も、いいものもあるし悪いものもある。この辺が、その使用の目的、方法によってどうい
うふうな補助が一番可能なのか、そういうこともひとつ検討してみないと、一様に何割、7割、2割上限とい
うようではうまく普及はできないのかなというふうに思っていますので、担当課長に各町村等の補助の状況を少
し調査させて、どういう対処の仕方が一番ベターで、予防に効果があるのか検討させていただきたいと思っ
ています。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 確かにいろいろ状況はあると思うんですが、現に山白石の場合、2件か3件設置したん
です。それで、その人方も制度ができれば対象にさせていただきたいので、その辺も含んで検討していただ
きたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私もやっています。その辺の基準が非常に難しいので、全体に防御策としてやること
の基準というのは全体のことを考えなければなりませんので、それはできるだけ早く、イノシシは毎日です
から、検討したいと思っています。

ただ、追うだけではだめなんだね。追うだけではまた戻ってきますから、やっぱり捕獲しないと。捕獲する
のにはどうなんだという、いわゆる狩猟の方法もあるし、あるいはくくりわなということです。くくりわ
なでも、じゃ誰でもかけられるのかということ、今の法的にはそのわなの免許を持っていないとできないとい
うことですね。

10番議員からもお話ありましたが、助成を出しているいろいろ方法があるんだよと言っていますが、くくりわな

の狩猟免許は国が対応していると思います、100%。それから、講習は1日ぐらいだと思うんです。誰でも受けることができます。ですから、今の制度の中でやれば、この前、庁議の中でもいろいろ話したんですが、とりえず農政課の職員全部取ってくれたらどうだというふうな話なんですが、農政課から、いや、全職員取ってほしいというような話もありましたので、そういう希望があればね。

やっぱり部落の若い人たちも免許がないと不法になります。また、免許はあっても自分の屋敷周りとか限定の方法もあるということで、どこにでもかけるということにはいかないという非常に狩猟の中でも難しい縛りがあるようですから、そういうものもしっかり勉強させて、できれば被害をできるだけ早く未然に防ぐようにやっていきたいなど。

ただ、広範囲ですから、山白石の地区を全部囲うなんていうことになれば、本当に大規模な発電機の、牛の牧場のようなやつを回さない限りはだめだということになりますし、地区の限定、面積の限定あるいは地形の問題等いろいろありますので、よく勉強させますので、もう少し待ってください。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長、今年度でいろいろ検討を加えて、町長が言うようにさまざまな限定やさまざまな機械器具やいろいろあると、だから来年度になってこれらの助成策を講じると、こういうことであります。

私は、善は急げという言葉がありますけれども、これから大規模な予算を組むなんていうことはできないと思うんですけれども、先ほど水野議員の言うように、今やっている人たちあるいは購入してやった人、そういう人も含めて一定の金額で、この秋にも間に合うような、そういう機敏な対応をしていただきたいなということが一つであります。いかがでしょうか。

それと、町長、各町村と連携をとって広域的なそういう活動をして捕獲に全力を尽くす、そういうことをぜひ協力して連携したいと、こういうふうな答弁であります。これも町長、ぜひ忙しいとは思いますが、係に申しつけて、隣接の町村の方々と連携をとる。石川町では、何か石川地方鳥獣被害防止対策協議会というのがあるようでありますけれども、各地方でこういう協議会が設置されていると思うんですね。そういう方々とまた役場の担当者、こういう人たちと早急に連携をとって、有害駆除隊が広域的に活動できるようにすべきではないかと思うんです。これは、そういう点では金のかからない、町がその気になってきちんと動けば実現するものだと思うんです。その点ぜひ実現してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） J Aが中心になって町村に鳥獣の協議会をつくります。その連携は音頭をとればできると思っております。

それから、いわゆる電気柵、電牧のお金の補助率を決めて出すことはいとも簡単だと思うんです。ただ、技術的にみんなできるかなと思うんです、お金はやっても。支柱もある寸法に切って、いわゆる支柱ごとにがいしを巻いて、がいしを回したところは一段ではだめですから、電気柵は。イノシシは鼻ですから、体さわったってあんな電気柵ではぴんともこんともないですから、鼻がさわらなきゃだめだから鼻がさわる角度に二重に張るということで、今度は後の管理。夏は草が激しいから草がさわればみんな放電でパチパチですから。夜行性ですから、夜、暗くなればスイッチが入って、明るくなればスイッチが切れるというのも必要ですね。そうすると、何キロも電線に接触する草を本当に管理できるのかというおそれがあります。簡単に人がさわったら

人が飛び上がるほど強いですから、それだって。そういうものが今度は危険防止の看板も必要だということになって、イノシシ、出たもの追うよりも人の危険のほうが今度は前に出てきちゃうというものでもあるので、あと講習会したり指導の方法を農協の営農部の皆さん方に頼んで、いわゆる支柱の切り方から電線の巻き方からがいしの巻き方から大変な作業なので、金だけもらったけれども難しくてだめだったなというふうになったんでは何にもならないなと思っています。

それからもう一つは広域連携のあり方ですが、これは、各町村の狩猟組合じゃなくて狩猟団体ですか、があります。境界を越えるということは、動物には境界ありませんから、どっちでも往来自由ですから、そういう意味では広域じゃないと、最初に言われたように、追っていったものが境界飛び越えていっちゃったと、ああ、終わっちゃったなということになるんだと思うんですが、一つは、狩猟者の皆さん方の連携だと思うんです。町が幾ら努力してこういうふうにやってくださいと言っても、お互いの町の狩猟組合の連携がうまくいかないと機能はしないんじゃないかなと。

そういう連携がうまくいくように、町のほうでお願いするときには、例えば棚倉なら棚倉町に事務的に担当者をお願いをして、そういう形の中でどういう隊列を組んで、あるいは狩猟の組織を組んでやるかということ、お互いの中のマナーとなって連携の問題だなと思いますが、できるだけ被害を最小限にするように、検討はしっかり担当者で検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長、前向きな答弁で、担当者あるいは協議会、それらと連携をとるように努力するという答弁でありますので、早急にこれらの作業をしていただきたいというふうに思います。

と同時に、町長が今言われるように、確かに電牧の危険とか取り扱いとか、こういうものはぜひ担当課長、農協なんかと連絡をとり合って、既に町村ではやっているところもあるようですが、電牧の設置の仕方や注意点、そういうものを現地で指導するとか、こういうものも有機的に進めていただきたい。これは農協もその先頭に立って頑張ってもらわなくちゃ困りますので、それらの経験者も含め、わなの経験者、こういう人たちの声も聞きながら早急に講習会を開くなり、あるいは現地の、被害の多いのは阿武隈山系の浅川町でいえば東側なんですね。こういう地域で講習会を開くとか啓蒙活動をするとか、こういうふうなことをひとつ担当課で力を尽くしていただきたいと思うんであります。

これは町長も、予算がどうのいろいろあるけれども難しいんだと。確かに私どもも知らないようなものもあります。しかし、電牧関係の、酪農を昔やっていた人たちなんかは一定の知識を持っているんですね。もう既にやっている人もおりますが、古殿町でしたか、町のほうと連絡をとって農協に言えば、農協がその人の設置する面積や畑の圃場なんかを現地調査して、これだけ線が必要でこれだけの機械が必要だというふうなことで、セットで農協が購入してあっせんするそうですね。それらに対して町は補助するというふうなことをやっておる町村もあるわけでありまして、早急にそういう具体的な行動に入ってもらいたい。

ちょっとお聞きした点でこれは確認しなければだめだなと、こういうふうに思ったことがありましたので、担当者にぜひ努力事項にご指摘しておきたいと思うんですけれども、駆除隊員がイノシシを駆除して、そして県や町、合わせて2万と何がしかになるんですね、この申請を出したところ4カ月もかかってしまったと、こういうふうなことがあってはならない。ほかの町村は、1ないし2カ月前にはきちんとそういう申請を出して

県の助成をもらうと、こういうふうなことだそうでありまして、こんな3カ月も4カ月もかかるようなやぼがどこにあるんだと、こう言われたという話も聞きました。浅川町はそういう指摘を受けないように、そういう収納や事務の手続を敏速にやってほしい、これもぜひ念を押しておきたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 28年度のイノシシの捕獲に対してのお金がおくれたことにつきましては大変申しわけありませんでした。今後は、そのようなことのないよう速やかに支払うように手続をするようにしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はどうしましたか、課長。

〔「そういうことはいいんだけども、全体の」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 農協あるいはそういう関係団体等で設置のための講習会や研修会、啓蒙活動等につきましても、補助の周知ともあわせてそのようなことを考えたいと考えます。

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れ、課長。

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番。

○10番（角田 勝君） 答弁漏れという点で、いわゆる駆除隊に対するさまざまな、例えばわなの講習があればそういう講習の経費を出したり、いろいろ交通費を出したりというのは浅川町もやっているというふうに私聞きましたけれども、そういう要望が出れば予算をできるだけ確保してこういう実態を少しでも少なくしていく。浅川町ではイノシシの害がほとんどないと言えるような、これはちょっとオーバーかもしれませんが、そういう状況をつくり出してほしいんです。有害駆除隊をしている方々へのさまざまな便宜を図って予算もつけると、これをぜひ約束してほしいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 29年度の予算編成に当たりましても、28年度に比べて有害鳥獣駆除隊への委託金額の増額、それから29年度の浅川町の被害対策協議会等の予算どり等につきましても、28年度中に自治体の方等と打ち合わせを行いまして今年度も対応してまいりましたが、次年度以降につきましても、よく要望あるいはそういった何か対策等があれば意見を交換しながら対応したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、9番、上野信直君、（1）困難になりつつあるごみ集積場所の確保は町が責任を持つべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） みんながごみを出す集積場所の確保が、特に町場において困難になっています。昔から土地の一部を集積場所に提供してくれていたお宅が、家を建て直すとかその場所を駐車場にしたいなどの事情で別のところに移してほしいとなっても、新たな場所が容易に見つからない場合があります。

そこで、集積所を探す責任は誰にあるのか。付近の住民か、利用者か、区長か、町かということをお初め、集積場所に関していろんな問題が噴き出した例があります。それを踏まえ、以下の5点について伺いたいと思います。

1点目です。ごみを収集・処理する責任は、法律上、誰にあるのでしょうか、お初めに伺いたいと思います。

2点目です。従来の集積場所の土地所有者が事情により貸せなくなった場合、新たな集積場所を探さなければならないこととなります。私の地域では区長さんが奔走されておりますが、法的に新たな集積場所を探して確保する責任があるのは町ではないでしょうか。法的根拠を示して説明をいただきたいと思います。

3点目です。集積場所は、公道や公共用地を利用しているところもあれば、善意の協力のもとに個人の土地を貸してもらっているところもあります。個人の土地については、無報酬で何十年も当然のように使っていますが、今後もそれでよいのかは疑問であります。町として何らかの形で謝意を示すべきではないかと思うのですが、認識を伺います。

4点目です。汚れがひどい集積所を担当する環境美化指導員さんは大変な思いをしています。指導員制度が発足した当時は気持ち程度の報酬があったと記憶していますが、現在は無報酬であります。汚れがひどい集積所で一生懸命真面目に美化に努める指導員さんには、報酬を差し上げることを検討すべきではないでしょうか、伺います。

5点目です。アパートなどができた場合、新たな集積場所はなかなか認められないと聞いております。従来の集積場所の負担が過重にならないよう、現実に即して新設を認めるべきではないか考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えいたします。

1点目のごみの収集・処理の責任についてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律には次のように定められています。第2条の4には、国民の責務として、廃棄物の排出抑制及び再生利用、廃棄物の分別、生じた廃棄物をなるべくみずから処分すること、廃棄物の適正な処理に関して国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない旨が示されております。また、第4条には、市町村は、一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図ること、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずることが示されております。これらを踏まえれば、その責任は住民及び地方公共団体の両者にあると思われま。

第2点目のごみの集積場所の選定等については、法律的には具体的な根拠は示されてはおりませんが、第1点目の責任のあり方を考慮すれば、町と住民の協力、理解のもとでよりよい集積場所を選定すべきであると思われま。

第3点目の既存のごみステーションに対する土地貸借に関しては、長年にわたる協力に対して土地所有者の方々には感謝申し上げますが、ごみステーションの設置場所については各行政区住民の同意をいただいているものと考えておりますので、特別な謝礼等は考えてはおりません。

第4点目の環境美化指導員の報酬につきましては、6月議会においても答弁したとおり、各行政区長からの要望もあり、今後検討してまいりたいと思います。

第5点目の新たな集積場所につきましては、現状に即した形で認められている状況であり、新たな集積場所を全く認めていないわけではありま。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、確かにそういう法律のもとに日本のごみ処理というのは動いているわけでありますけれども、町長がおっしゃったように、その責務は住民と地方公共団体の両方にあるということではないと思うんです。先ほどおっしゃった前段の部分の住民の協力というのは、それは協力してくださいという話ですよ。ごみの減量化あるいは再利用などについて協力をしてくださいということを定めたものであります。第4条1項に、これは後段のほうになるんですかね、こういうふうにあります。市町村は、「一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める」と。講じなければならぬですよ、法律に基づいて。ですから、法的に適正な処理をする責任があるのは市町村です。この点を間違わないでいただきたい。このところを間違えているから今いろんな問題が現実起こっているんですね。

1点目はそういうことで、ごみ処理の責任は最終的には地方自治体にある、浅川町にあるということであります。

2点目、ごみ集積所の確保ということも、町と地域住民の人と両方協力してやらなければならないんだというはそのとおりなんですけれども、最終的な責任は町にある。処理の責任は町にあるわけですから、設置の責任も町にある。ただ、現実的に役場の職員が探すというのは、これは容易でない話でありますので、区長さんを初め地域の方々をお願いをして探してもらっていると、こういう現実だと思うんですね。そここのところをきちんと踏まえていただきたい。法律上の責任を明確に自覚していただきたいというふうに思うんです。

それで、最近あった例なんですけれども、区長さんがあちこち、そういう事情があって今までの集積所が使えなくなるということで、新たな集積所を探さなければならないということで、本当に区長さんが苦勞されて夜も眠れないような状況になったという話もお聞きをしました。これは、やはり町が最終的には責任を持ちますということを区長さんに言って、そここのところは明確に言ってほしいと思うんですね。まるで区長さんとか地域の方々が自分たちで探さなくちゃだめなんですよなんていうふうに思わせられているのでは、これは困ります。きちんとその点を改めていただきたいというふうに思うんですけれども、その点についてお考えを伺いたいと思います。

それから3点目、今までずっと無報酬で土地を貸してくれた方々に対する謝意の問題でありますけれども、町長も感謝を申し上げますと冒頭述べられました。けども、各行政区や住民の同意をいただいた上なので特段の謝礼は考えていないということでありましたが、その前段の感謝を申し上げますというところさえもその土地の提供者には伝わっていないんですね。現実にあった例では、何でうちだけこんなに何十年もごみ集積所に場所を貸さなくちゃならないんだと、一体誰が了解したんだということで、代がかわっていますから、このことはよくわからない部分もあるので、まさか黙って借りたわけではないとは思いますが、ただ、代がかわってそういうふうに地主の方の感情も変わるということもあります。

ですから、そういう負担をしてもらわなければならないわけですから、町長が冒頭に言われた感謝を申し上げるとその思いが伝わるようなものを、形にさせていただきたいというふうに思うんですけれども、その点の検討はいかがでしょうか。

4点目については、区長からも要望があるので、環境美化指導員の報酬については今後検討したいということとで了解します。

5点目の新たな集積所の設置については、全く認めていないわけではないということとありますけれども、これについてはどういう目安で設置をしているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、坂本高志君。

○住民課長（坂本高志君） ただいまご質問のありました第2点目の町の責任についてであります。この法律に示されている国民の責務、これが一番初めに示されておるんですけれども、次に国及び地方公共団体の責務ということで、確におっしゃるように、最終的な処分というのはやはり行政の責任というはあると思いますけれども、この2点目に関する新たな集積場所ということで、町が全く関与していないということではないと思います。

従前に荒町区長さんからご相談がありまして、町も一緒に集積場所の選定とそれから住民の方への説明、同意を得たという経過もありまして、その辺は区長さんの要望に応じまして町も選定と一緒にあって、あと住民の方のご協力を得るような形での対応はしているというふうに考えております。

それから、3番目のごみステーションの賃借といいますか民有地の場所につきましては、ごみステーションにつきましてはさまざまな形態があると思われまして。例えば都市部ですとマンションの一部、集合住宅の一部にそのごみステーションを初めから設けているケース、あるいは集落部になりますと点在している住居の中に1つということになりまして、やはり利便性とかそういった観点から、やはり住民の方の理解、自治区での協力と同意がなければ選定がなかなか難しいものですから、そういった形で代表者である区長さんの協力を得ているというのが現状だと思えます。

それから、4点目の環境美化指導員に関する報酬ですが、これは6月の一般質問でもありまして、一応以前は少額の現金での支給があったんですけれども、この謝礼的な意味で、今の現金の支給ですと所得税の源泉徴収の問題、それに伴ってマイナンバーの提示とかという問題がありまして、ちょっと違った形で区への補助金、謝礼的な意味合いでのものということとで今後検討してまいりたいというふうに思っています。

それから、5点目の新たな集積場所を認めるべきではないかという点なんですけれども、これも現実的な問題としましては、直近では背戸谷地地区に2カ所、団地化された住宅、それから公民館横の町の町有地ということで新たな2カ所を認めた経過がありますし、太田輪地区に関しましては集積場所の移動ということで、それも区長さん通じてうちのほうに提案がありまして、施設組合のほうと協議して承認をいただいて変更しているという経過があります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確かに、今までもごみステーション、ごみ集積所の設置については、行政区あるいは地域の住民の方々と同時に町のほうの職員の方にも足を運んでもらって一緒に探してもらおうということが実際だというのは私も理解していますけれども、ただ、一番の基本の部分ですね、ごみの処理の責任は最終的には町にあって、集積所を確保するのも最終的な責任は町にあると、この点をしっかり踏まえて区長さんや地域の住民の皆さんには協力をお願いすると、この形をきちんと踏まえて対応していただきたい。間違っても、探すの

は区長さんの仕事だよとか、地域の住民の人たちで探してもらわないとだめだよと、こういう対応はしないでいただきたいということを改めて申し上げたいというふうに思います。

ちなみに、浅川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の中には、「住民の協力義務」の中に、一般廃棄物については、「所定の場所に集める等町長の指示に協力しなければならない」という一文があります。これを読むと、所定の場所は町長が定めることになっているんですね。このことから、集積所の設置は町の仕事だというのは明らかではないかというふうに思います。

それから、3点目の謝意についてはいろんな形があると思うんですけども、とにかくこれからは、特に町場において人の土地を何十年も使わせてもらってそれが当たり前だというのは、これはなかなか通らない時代になっているということで、何らかの形で町長のおっしゃった感謝の意が伝わるような方策をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから5点目、新たな集積場所については、再質問でお尋ねしたのは、新設の目安というのはどういうものですかというふうなことをお尋ねしたんです。新設の、新しくつくる場所の目安、基準、それについてあればお答えいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、坂本高志君。

○住民課長（坂本高志君） 2点目の責任については、そういった形を踏まえて、なお住民の方、代表である区長さんの協力を得るような形で、今後、ごみ処理には当たっていきたいというふうに考えております。

それから2点目なんですけれども、これにつきましても、他町村でどういう形でそういう民間の土地を利用しているケースとかがあるのかどうか、ちょっと踏まえまして、今後、謝意といいますか、そういった形で何か示せるものがあれば検討してまいりたいと思います。

それから5番目なんですけれども、集積場所の選定に関しましては、ご存じのように、うちのほうでは石川地方生活環境施設組合のいわゆる計画があるものですから、一応うちのほうで区長さんから挙げてもらった場所の選定案に基づいて石川施設組合のほうに協議をします。特に密集していて新たに選定が必要でない場合とかそういうケースもあるんですけれども、その辺の個数をやたらふやすということもできないものですから、目安としてはやはり従前の地域に見合った形ということで、浅川町でいいますと、両町地区は昔からかなり密集した形で存在していますし、背戸谷地地区についてはもともと住宅化されていなかったものですから点在しているということなので、そういった地区は客観的に見きわめて、ごみの量とか、担当がパトロールしてごみの処理の状況を把握していますので、その辺を勘案しながら選定したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）町が借りている土地の中で異常に高い借地料を払っている問題への対応はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 昨年、町が借りている土地の中には土地の評価額と比べて異常に高い借地料を払っているところがあるという問題を指摘いたしました。9月議会では、土地評価額の数十%に当たる借地料を毎年払っているところがあり、最高は評価額の433.3%だということでありました。これらについては、町は是正す

るために評価額の3%を基準に交渉をしていますという答えでありました。

12月議会で改めて、異常に高額な借地料は是正するべきではないかとお尋ねをしました。町長は、「基準よりもとんでもない高いものについては、やはり是正をしていただくよう地権者にはお願いを申し上げていきたい」と答弁をされました。この異常に高い借地料についてその後どう対応されたのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

借地につきましては、契約によりそれぞれ借地料を支払っておりますが、一部に高い契約額になっている場所がございます。契約に基づき合意した金額であるものの、更新の際には地権者にお話をしておりますが、その是正をお願いしているわけでありまして、あくまでも当初の金額ということでございます。これだけでは済みませんので、今後も粘り強く更新の際には話し合いをしてお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 改めてお聞きをしたいんですけども、年間数十%以上の借地料で借りている土地というのは、何筆よりは何件のほうがいいですね、何件あって、年間の地代というのは総額で幾らぐらいになるのかお聞きをしたいと思います。

それから、お願いをして賃料が下がるわけですから相手はなかなか、はい、わかりましたとは言ってくれないと思うんですけども、相手が同意をしない場合、法的に打開策はないのかぜひ検討してほしいというふうに思うんですね。この点についてお考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） ただいまの質問でございますけれども、年間数十%以上何件で地代がということでございましたけれども、すみません、手元に地代の金額までは持っていませんけれども、高い施設に関しては水道施設、またごみの処分場、それらが当たるのかなというふうに思っております。

今、町長答弁ありましたように、契約に基づいて合意をしていただいた金額ということで、私のほうもなお引き続き契約更新の際には地主の方をお願いをして、そういうような事情も説明しながらご協力いただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長。

○総務課長（小針紀喜君） すみません、法的打開という話でございますけれども、これはあくまでも契約事ということで、お互いが納得した金額ということでございますので、法的には縛りはないのかなというふうに考えています。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 年間の地代の総額と数十%以上の借地料の件数ですが、今手元に資料がないということになりますので、あした、決算の帳簿の閲覧がありますので改めて見てみたい、そこで確認をしたいというふうに思います。結構です。

相手が同意しない場合、法的に打開策はないかということで、ないと思いますと、契約事なのでというお答

えでありました。そういう認識で今までずっと来られたんだというふうに思うんですけども、これは、桁外れの法外な地代、借地料になっているという状況からしたら、私はないとは言い切れないと思うんですね。

それで、こういうことを余り言いたくなかったんですけども、いろいろと古い職員の方に聞いてみると、契約のときに単位の平米と坪を間違っただけで契約してしまったと、こういう例もあるんじゃないかという話なんです。多分そのとおりだというふうに思うんですけども、そういうものもありますし、それからずっと浅川町の地価が下落しておりますよね、もうずっと。そういう事情も踏まえれば、異常に高い借地料を法的に是正することは、私は、全く不可能ではないというふうに思うんです。これはぜひ法律の専門家の方に相談をしていただきたい。相談をして可能かもしれないということであれば、それは交渉の一つの材料になると思うんです、引き下げるための。法的措置をとるかどうかは別にして、相手との話し合いの中で、いや、法律家の話によるということなんですよということでも相手が折れてくれるかもしれませんので、ぜひそういうことも検討していただきたいというふうに思うんですけども、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 今言われたようなことで、再度私どもも検討はしてみたいというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） ここで2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順4、9番、上野信直君、（3）町の防犯灯は球が切れにくいLED化を計画的に進めるべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 簡潔に2点伺います。

1点目です。町には防犯灯が多数ありますが、球切れによる利用者への不便や球交換の行政区の手間が頻繁に起きています。そこで、寿命が長く、明るく、電気代も安いLEDの球にかえる自治体がふえています。我が町では老朽化した防犯灯についてはLEDに取りかえているようですが、もっと積極的なLED化を計画的に進めるべきではないでしょうか、伺いたいと思います。

2点目です。LED化を国の補助事業で行っている自治体もあると聞いています。我が町にも該当するLED化促進の補助事業はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、平成24年度から、防犯灯の新設及び器具の故障により取りかえる際にはLEDの防

犯灯を設置しております。

2点目につきましては、LED照明導入促進事業補助制度はありますが、補助要件に合致しないため補助は見込めないものでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目、新設と老朽化したものの取りかえについてはLEDを採用しているということですが、私の質問の趣旨は、それ以外の部分についてLED化を計画的に図っていくべきではないかというふうな質問です。その点について再度お答えをいただきたいと思います。

あわせて、現在LEDは全体の防犯灯の何%ぐらいになっているのか、それから老朽化更新だけだとあと何年ぐらいかかるという見込みなのか伺いたいと思います。

2点目についてはわかりました。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 1点目の質問でございますけれども、町のほうでは今、約670基ぐらいの防犯灯が設置してございます。平成24年から防犯灯のほうのLED化をしてきたということでございます。ただ、防犯灯の台帳というかそういうのがないものですから、どこまで完了しているかというのはまだつかめていない状況でございます。ただ、今後も新設、更新の際にはLEDのほうをつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私がお尋ねをしているのは、新設あるいは老朽化の更新以外に計画的に進めるべきではないかということなんですけれども、この点について改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 財源等もあるかと思いますが、できれば壊れた順にやっていきたいというふうな考えで今のところ進んでいる状況でございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）来年度から始まる国保の広域化による国保加入者への影響はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 来年度から、国保の財政運営の責任主体が町から県に移るいわゆる国保の広域化が行われますが、これについて6月議会でもお尋ねをしました。そこで明らかにならなかった部分を中心に、再度、3点について伺いたいと思います。

1点目です。6月議会の説明以後、明らかになった広域化の概要について説明をいただきたいと思います。

2点目です。国保の広域化で我が町の国保税はどうなるのが最大の問題であります。我が町を含め各町村の新たな国保税の試算はなされたのか、なされたとすればその結果はどうなのか伺いたいと思います。

3点目です。減税のために町の一般会計から繰り入れができるかどうかについては、6月議会で、県に照会

したができるかどうかは未確定だったという答弁でした。その後、この点は確定したのか、したとすればどうなったのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目ですが、6月以降の広域化の概要については、県で立ち上げておりますワーキンググループで事務的な協議を詰めているところで、お示しできるものはありません。

2点目、3点目については、国保の改正にかかわることですので担当課長に答弁をいたさせます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

2点目でございますが、県とともに試算について行っております。試算については、その都度新たな要因が加わり金額が変わること、対象とする予算が当初予算ベースか実態に近い額か、追加公費を新たに反映させるなど独自に仮定したもので、まだ試算に算定していないものもございますので、あくまで参考値としたものであります。国から標準保険料率が県へ示され、県から市町村へ納付金額が示されるまではお示しできないものと考えております。

3点目でございますが、県ではいまだ未確定でございます。ただ、今回の国保税の改革の目的でございますが、法定外繰り入れに頼らずとも将来にわたって持続可能となる国保制度を目指して、公費拡充等による財政基盤の強化や運営のあり方等の見直しを実施される所であり、法定外繰り入れをしての国保の運営は適切ではないという意見もあるところでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目はわかりました。まだお示しできるような内容はないということです。

2点目は、示せないという結論だったのですかね。ところが、これ8月27日付の新聞ですけれども、共同通信社が全国の自治体に国保の広域化がなされたときに保険料どのようになるというふうに予測しますかというアンケートをやっています。浅川町はどういうふうに答えたかということ、答えていないんですね。お隣の鮫川村は、国保料は上がるだろうというふうに想定していると答えています。現在の納付金試算額が29年度本村定額と比較して高いためと、こういう理由を明確にして新聞に載せているんですね。

他町村がこういうふうにもう公表しているのに浅川町がどうなのか示せない、明らかにすべきではないと思っているというのは、これはおかしいと思うんですね、私は。こんな大事な問題を、最後の最後、決まってもうどうにもならない段階になるまでは教えないよということなんですか。ほかの町村ではもう明らかにしているのに。県内の自治体のほとんどが答えていますよ、こういうふうには。私は町の対応はちょっと違うんではないかというふうに思うんですけれども、再度、試算の結果どういふような状況になりそうなのか伺いたいと思います。

それから3点目ですけれども、国がお金を出して法定外繰り入れなどをしなくても国保が運営できるようになれば、これは大変結構なことなんです。ところが、国はそれをずっとしてこなかったわけでしょう。それと逆行するようなことをやってきたわけです。それで年々国保税が高くなっちゃって、しょうがないから地方自

治体が自分のところからお金を出して国保税の減税に努めていると、こういうのが実態ですから、この広域化によって国保税が法定外繰り入れがなくなってもやっていけるようになるなんていうのは、どういうところから見たらそういうふうに判断できるのか私は全く不思議ではないんです。

そういう状況から踏まえれば、やはり適正な、町民が支払うことができるような国保税にするためには、場合によっては法定外繰り入れと言われる一般会計からの繰り入れを私はしなければならぬというふうに思うんです。これについてはまだわからないんですか。今のニュアンスだと、やってはだめだという意見があるという感じでしたかね。そういう意見があったとしても、でも国保の加入者である町民の立場からすれば、やってもらわないと困るということです。このことをきちんと踏まえて今後対応すべきだというふうに思うんですけども、その点について認識を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 2点目の国保の試算の結果でございます。これにつきましては、今回、追加公費としまして1,200億円、全国で投入したもので計算されております。

それから、医療給付費等の推計値、これについても、前年、全国的に医療給付費が下がったということを加味して計算に入れてあります。

それから、前期高齢者交付金の交付額についても、国から示された直近の情報を取り込んだことによって増額したもので計算されました。

なおかつ、医療費指数については、町村格差がかなり大きいところがございますので国の算定方法の見直しがありましたので、それについて盛り込んだもので計算されたということですが、ただ、全体的な中で激変緩和を行う前の数値等となっているというのが1点。それから、納付金額は一般被保険者のみの計算でありまして、退職被保険者分は含まれていないということでの計算でございます。さらには、出産育児一時金、そして葬祭費、それから事務費について納付金の中にどこをどれくらい盛り込んでいくかというのは今検討中でございます。

そういうことで、確定しないものがやはり高い、安いのひとり歩きをしないように、ちょっと現在のところまだ言えない段階だということでご理解いただきたいと思います。

次に、法定外繰り出しについては、県のほうにも確認しておりますが、現在のところまだはっきりしたことは示されておられません。

保険料の増減については、それぞれの市町村で持っております基金については対応していいよというような話もございますので、今、町のほうで保有している基金を大事に充てていきたいという形で考えざるを得ないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確かに、試算の方法にもいろんなケースがあるというのは私も知っています。それで若干違ってくると、でも大きくは変わらないですね。それを踏まえて多くの自治体で、高くなりそうだとか現状維持だとか安くなりそうだと公表しているんです。それが浅川町では、そういうのがひとり歩きすると困るから公表しない、教えないと。私は、こういう姿勢はちょっと、町民に寄り添った町政なのかなという点で

甚だ疑問であります。

公表はしたくないということですからしないんでしょうけれども、試算して状況がどうなるかというのは大方、町としては把握しているんですね。その点は確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから3点目に関してですが、広域化になっても浅川町の国民健康保険特別会計というのは残っている、ただ国保税として集めるお金は県から指示されて基本来ると、こういう形に変わるだけだということに理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 2点目の試算についてでございますが、浅川町については、さまざまなまだ未確定要因が含まれますと上がるか下がるかわからないというところでございます。ですので、現段階ではお答えできるものではないと考えております。

3点目については、国保の特別会計についてはこれからも残るものでございます。来年の3月、当初予算の際には新たなものでお示しできるかと思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）保育料の無料化、保育時間の延長などで子育て支援の一層の充実をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 3月議会で角田議員も質問されましたが、改めてお尋ねをしたいと思います。

来年4月から新しい幼保一体化施設がスタートしますが、ハード面だけでなくソフトの面でも子育て支援を一層充実させるべきではないかという観点から、これまで何度も取り上げてきた問題について4点伺いたいと思います。

1点目は、保育料についてであります。現在の保育料の軽減制度は、1人目は全額、2人目が半額、3人目からは無料となっております。少子化のもとで、子育て支援としての効果は少ないのではないかと思います。やはり古殿町のように保育所保育料の無料化実施をし、手厚い子育て支援を行うべきではないでしょうか、伺いたいと思います。

2点目です。若い人の働き方が多様化しているもとで、少しでも条件のよい働き方ができるように、延長保育は保育所、幼稚園とも午後7時までとすべきではないでしょうか、考えを伺いたいと思います。

3点目です。現在、保育所の保育時間は午後6時10分まで、幼稚園の預かり保育は午後6時までとなっております。これまで保育所の3、4、5歳児は6時10分まで保育してもらえたのに、こども園になったら10分早い6時に迎えに来なければならなくなります。これは1時間の残業ができるかどうかにもかかわることなので、早急に幼稚園の預かり保育は6時10分までとすべきではないでしょうか、考えを伺います。

4点目です。ゼロ歳から5歳の子を持つ親が病気など突然の理由で町に保育を頼みたいとき、新しい施設ではこの一時保育の要望にきちんと応えられるのかどうか、改めて伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の保育料については現状が基本であります。今後も検討材料の一つとして考えてまいりたいと思っております。

2点目は、保護者の方から時間等についての要望は現在では聞いておりません。子供の目線に立った保育時間とするため、7時までの延長は考えておりません。

3点目、保育時間等、幼稚園と保育所が同じ施設で運営されることから、関係する職員が集まり、教育計画等、随時協議を行っており、保育時間、イベントのすり合わせなど検討しております。こども園の募集までには決定させていく考えております。

なお、今年度の時間変更は現時点では考えておりません。

4点目、現状の保育所、幼稚園でも保護者からの相談に応じて一時預かり保育を行っており、できる対応は今後も行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですが、保育料については現状が基本だというふうなお答えでした。3月議会と同じ答弁でした。

そこでお尋ねをしたいんですけども、現在、保育所の子供で保育料が全額負担、半額負担、無料の子供、それぞれ何割ぐらいあるのか、現状を教えてくださいたいと思います。

2点目です。保護者からの要望は聞いていない、それと子供の立場に立って延長保育は考えていないと、これも3月議会の答弁と同じ答弁でありました。

私、振り返って、私が議員になってからずっとこの保育所の保育時間の延長を取り上げてまいりました。昔はたしか5時15分だったと思います。5時15分にはお迎えに行かなくちゃならなかった。当時は、子供というのは母親に抱かれているのが一番幸せなんだということで、まるで保育所で預かっているのが余りよくないというようなニュアンスの答えをもらったことがあるんですね。それが大変印象に残っているんですけども、それと同じような感覚の答弁だというふうに思います、子供のためというのは。

それと、保護者からの要望は出ていないと、こういうお答えでもありました。では逆にお尋ねしたいんですけども、保護者に対して要望をお聞きしたことはあるのかどうか。せめて、今、保育所に通っている保護者の考えを聞いたことがあるのかどうか、私は伺いたいと思うんです。

保護者にしてみれば、子供を預かってもらっている、そういう立場を十分認識していますから、なかなか、もっと延長をしてくれというのは言いにくい、これが実情だと思うんです。しかし、昔、5時15分だったけれども、今6時10分まで、6時10分にお迎えに来る保護者の方はたくさんいるでしょう。やはりそれだけニーズがあるわけです。ですから、ぜひこの保育時間の延長について保護者の意向を聞いて対応していただきたい。声が出ていないからといってうっちゃっておくんじゃなくて対応していただきたい。

これは保護者にとっては、特にお母さんにとっては、6時10分にはお迎えに行かなくちゃならないということになると、職場においてもなかなか責任のある仕事につけさせてもらえないと思うんです。そういう意味では、女性の社会参加、こういう観点からもやはり保育時間を延ばす、これは必要だというふうに思います。都会のほうでは夜中までやっているところも幾らでもあるわけですから、そういう社会状況の変化を踏まえてぜひ私は取り組んでいただきたいというふうに思うんです。せめて、保護者の声を聞いていただきたい、要望を

聞いていただきたいというのはお願いをしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、3点目については現在検討中だということで理解してよろしいですね。

4点目の一時保育についても対応すると、こういうことなんでしょうけれども、対応できるのは、希望者はそんなに多くはないと思うんですけれども大体預けられる状況になるんですか、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、保育所に通っている子供の保育料の額についての人数については、現在、手元に資料がございませんので、後ほど示したいと考えております。

2点目の保育時間につきましては、一番考えなければならないのは、幼児のライフサイクルに合わせた保育時間を検討していかなければならないとは考えておりますが、保護者からの保育時間の希望調書というのを毎年聞いております。その中では、人数的にダブる部分もあるんですが、4時から4時半という希望の方が一番多いと、2番目に多いのが4時半から5時ということになっております。そういう希望の中で、余り遅いという方の希望が極端に多いわけでは現状としてはございませんでした。

それから、4点目の一時保育についてですが、現在も保護者等の希望によって受け入れてはございます。保育士の見られる子供の数等や幼児の人数等も関連してくるかと思いますが、現状としましては、静かな部屋がないと一時保育というのは対応できないんだという話を聞いております。なぜかということ、単日数の保育ですと1日中泣いて終わってしまうということで、本来ですと別部屋があつて初めて一時保育が成り立つのかなというふうに考えておりますが、できるだけ対応してまいりたいとは考えているところであります。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目については、それぞれ何割ぐらいいるのかということについては手元に資料がないということではありますが、私は、半額負担や無料の子供が半分を超えるんだというような状況では全然ないと思うんです。問題は保育料がもともと高いということです。所得が1万円でもあると、ゼロ歳の子供は1万9,000円の保育料ですよ。私は暮らしの便利帳で確認したんですけれども、そうだと思います。やはり保育料というのは、働く若い親にとっては負担が重いということをおぼえてやるべきだというふうに思います。若い人たちはもちろん給料が低いわけですし、しかも最近は非正規雇用がふえているわけですから、そういうもとで苦勞して子育てをするんですから、なるべく行政としてはその負担を軽減する、なくする、こういう方向に向かって進んでいくべきだというふうに思うんです。その点について改めて伺いたいというふうに思います。

2点目については、保護者からの希望調書で時間を聞いてみると遅いのが極端に多いわけではないと、こういうようなお答えでありました。しかし、これからはますますもっと遅くまでというのがふえてくると思うんです。残業して収入を得たい、あるいは会社の中でも一定の地位になってそうそう早くは帰れないと、こういう女性の方もふえてくると思うんです。そういうことを踏まえて、ぜひこの保育時間の延長についても前向きに検討していただきたいというふうに思います。

4点目の一時保育については、何とか対応できると、こういうお答えだったと理解してよろしいんですか。

再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 1点目につきましては、町長の答弁にもございましたので、今後検討課題だということでございます。

2点目につきましては、保護者の希望もさらに聞きながら、そういうおたただしでございますので、幼稚園と保育所の教諭、保育士との協議会もございますので、そういう中でも話は出していきたいと考えております。

それから4点目につきましては、これまでも対応しておりますので、新しい施設で対応しないということにはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）来年度の介護保険計画の見直しと介護保険料改定でどう変わるのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 簡潔に伺いたいと思います。

1点目です。来年度は介護保険計画第7期計画がスタートし、介護保険料の見直しも行われます。この間、要支援1、2のデイサービスとホームヘルプが介護保険から外され、市町村が行う新総合事業に移されてきました。そこで、来年度の介護保険計画見直しと介護保険料改定に大きく影響する新総合事業の現在の到達点と今後の課題について伺いたいと思います。

2点目です。新総合事業への変更に伴って懸念されてきた、サービスを受けられない人が出てこないか、利用者の負担が重くならないか、事業者の経営を圧迫しないか等について、どのようになっているのか状況を伺いたいと思います。

3点目です。来年の介護保険料の見直しで保険料はどのように変わると見られているのか、見通しを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目、要支援1、2に該当する方のデイサービスとヘルパーの利用は総合事業へ移行しております。総合事業の展開として生活支援の事業、認知症対策の事業等についても取り組んでおります。

課題については、元気な高齢者が介護認定を受けないようにいかに総合事業を推進していくかということがあります。

2点目については、生きがいデイサービスを受けておりました高齢者など、総合事業移行によりサービスを受けられなくなった方はおりません。利用料はこれまでよりも安価となっております。

事業所の経営については、高齢者の増加により利用者の増加が見込めることから、事業所の収入増につながっていくと考えております。

3点目については、現在、介護保険事業計画を策定中です。今後も高齢者、介護認定者の増加が想定され、保険料については総合的に検討し判断してまいりたいと考えておるところであります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目の利用者負担の部分だけちょっと再質問したいんですけども、利用者負担については安価となっているというお答えでありました。これは具体的にどういうことなのか説明を願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

総合事業につきましては、要支援者の方よりも軽い状態でありますので、要支援者が受けるサービスの7割という形の費用負担ということになります。要支援の方が100円払うとすると大体70円くらいの自己負担で対応できるというような形で、これも介護保険から外れているわけではなくて介護保険の中で支払いをするものでございますが、利用者負担については費用的にも安くなっております。ただ、内容的には要支援の方よりも若干制約がございまして、週に1回程度のデイサービスという形になってございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（2）町の図書館についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

町の図書館が、旧会田診療所の跡地の寄附をいただいて、今、改築中であります。この図書館が本当に町民のために全ての、便利で利用できて、しかも子供たちにも喜ばれて、読書や人間の人格形成にもあるいは知識の取得にも大事なものでありまして、所期の目的を果たすようなそういう図書館にしなければならないと思うわけでありまして、そこでお伺いしたいと思います。

〔朗読する声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 静粛に願います。静粛に。

10番、どうぞ。

○10番（角田 勝君） 1つは、人員の配置を含めた運用をどのようにするのかということでありまして、図書館には専門的な知識を有する司書が配置されるのが常であります。そこまで町はやっぱり目標を持ってやらなければならないと私は思うんです。すぐにはできないというようなことがあるかもしれませんが、やはり司書を含めた人員の配置、こういうものをどう考えているのかということでありまして。

2つ目には、蔵書は陳列できる、そういう蔵書の棚があるわけでありましてけれども、この現在の中央公民館の図書室の陳列されている本があつた図書館に全て収容でき陳列することができるのかどうか、そういう蔵書の場所との関係であります。

それから3つ目には、読書の人口を多くして図書館の利用度を高く、しかも多くする努力をどのように具体化するのかという問題であります。今、読書が必要と思いつつ、全国の世論調査によりますと、ことしのこれは6月の民報新聞の特集でありますけれども、読書がやっぱり必要だという人が6割を超えるんですね。しか

し、実際に今、1人がどのぐらい読んでいるのかという点では、3人に1人が月1冊も読まない、こういう状況があるんですね。それはやはりスマホやさまざまなゲームあるいはインターネット、こういうところでの情報や知識の取得もあって、あるいはそういうもので新聞を読んでもか本を読んでもか、そういうものもあるんでありましようが、非常に少ないわけであります。

そこで、我が町は一体どのぐらいの利用がなされているのか、つかんでいけば現在の状況も説明願いたいと思うのであります。そして、読書の人口をふやしていく、そういう努力をどのように具体化するのかという問題であります。

4つ目には、しからば維持管理経費はどのぐらいかかるのか。これは人員の配置問題等もありますけれども、現在の状況で今考えている町の図書館の状況、概要を話していただいて、こういうものだというふうに、かかる経費であります。

最後に、工事費がいわゆる図書館の部分とコミュニティーの部分とというふうなことで分けられておりますけれども、最終的に合計幾らになったのでありますか、その点もお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の人員配置でありますが、質問にありますように、司書士を置くか置かないかは一つの問題として、人員配置も含め現在検討してるところであります。

2点目につきましては、約2万5,000冊を予定しており、中央公民館の図書室の蔵書が約1万3,000冊でありますので、全て並べてもまだまだあきがあるという状況であります。

3点目につきましては、1点目と同様に検討をしておるところであります。

4点目につきましては、現段階で試算したところ、年間人件費等々も全て含めて500万円ぐらいかなという見込みであります。

5点目につきましては、4,425万8,400円と現時点ではなっております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 人員の配置ですが、今、司書も置くかどうかも含めて検討中だということであります。それから、2番目の書籍については十分入るというふうなご答弁でありまして、あるいは3番目の問題についても検討中だということであります。

特に私は、浅川町にこの図書館ができたことによって子供からお年寄りまで本を読む、そういうことがふえていく、そしてそれらによってさまざまな知識を取得したり人格の形成にも大いに役に立つ、こういうものに向かっていかなければならないと思うのであります。これから検討するんだと、こういうふうに一言で言えばそれで終わりなんですけれども、もう発注してでき上がるわけでありますから、そういう具体的な図書館のあるべき姿、人員配置を含めて、そういう計画や目標をきちんと立てて私はやる必要があるのではないかと。町の血税を使って図書館をつくるわけでありますから、それにかかわるべきものがあるだろうというふうに思うんです。ですから、検討中ということでありますけれども、私はやっぱり来年、職員の採用等も含めて司書をぜひ一日も早く置く必要がある、これはまさに図書館のエキスパートですから、そのことが必要だと思うんで

す。

4番のいわゆる維持管理費の約500万というのは、これは人件費を含めない、建物の維持管理、こういうふう
に受け取ってよろしいのでありましょか、その点もお伺いしたいと思います。

いずれにせよ、やはり今、図書館のニーズというのは、先ほどもちょっと言いましたけれどもそんなに高く
はないんですね。しかし、実際この図書館を利用する人たちの声を聞くと、やっぱり図書館は、今はきちっと
図書館でゆっくりくつろぎながらも本を読むことができる、あるいは知識の取得ができるような、そういう場
所として位置づけないとだめなんだと、こういう声があります。ですから、やはり中でのそういう読書の機会
やさまざまな工夫が私は必要なのではないかと思うのでありますが、その辺の具体的な運用についてはどうい
うふうにこれから検討を加えていくわけでありましょか、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 必ずしも司書士を置かなければならないという規定でもありません。したがって、資格
があれば最もいいんでありますが、そういうことは今後の検討の中で人選もしていかなければならないかなと
思っております。

検討するというところでありますが、構想は担当課といろいろ細かい構想を練って運営に支障のないようにし
たいなと思っておりますし、また図書館の最たる目的はまさに読書、本の貸し出しあるいは勉学ということであ
ろうと思うんですが、私は、総合的に憩いの場でもあって願いたい。特に老若男女あるいは健常者、身障者
等々が一堂に会してそこで集い、そして明るい笑顔が持てるような、そういう図書館の施設ができることを願
って、検討じゃなくて構想として着々と進めていきたいと思っております。

人員配置の件についても、この庁舎全ての総合的な判断の中で適材適所でやらなければなりませんので、今
ここでどうこうということではありませんが、教育委員会等々ともきちっと協議をしながら、あるいは財政担
当とも協議をしながら、本当によかったなという、そういう方向に詰めてまいりたいというふうに思っていま
す。

○議長（円谷忠吉君） 10番、いいですか。

○10番（角田 勝君） はい、わかりました。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）町道管理（草刈りなど）をするための人員を増員し賃金などを引き上げよ
の質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 町道の管理（草刈り）等を、きちんと人員を配置して、待遇も改善してふやすべき
だと、そして町道の管理をきちんとするという趣旨であります。

1番目には、町道の管理、特に草刈り、竹や木など交通障害を取り除く作業員の増員と待遇改善を図るべき
であろうということでもあります。これは、町として公募したのだけれども応募がなかったということで、今ま
で最低3人いたんですけども1人の方しか応募しないというような状況になって、非常に町道の草刈りがお
くれています。あるいは町有地の草刈りなんかも、今までもうとつに1回はやっていたのにやっていないと
いうようなところも出てきております。町道は特に畜産、馬はあれですが牛の飼育なんかは激減しておりまし

て、草を必要としないような、草を刈っても畑に捨て置かなければならないような状況に、放射能等の問題もありますけれども、そういう状況が年々強まってきております。そういう中で、何としても人員を確保して、交通障害を取り除くという意味でもやっていただきたいということでもあります。

2番目は、あくまで半年雇いの臨時の雇いではなくて、年間の雇用の嘱託やあるいは常時雇用、こういう形の人をふやしていくということが必要ではないのかなど。同時に、今、賃金も安くなっていると私は思います。特にこの草刈りなんかは、夏、暑いときに連日草刈りをやるわけでありますから、一定の賃金をきちっと保証しないと募集しても応募しないと、こういう状況になってきているんだと思うんです。そういう点で、待遇改善を図っていくという問題も、私は、しかるべき解決の方法の一つではないかと思います。

3つ目には、例えば3人にしても4人にしても、いわゆる町道だけでも草刈りをきちんとやるという一つの問題をとっても、私は、その管理は町だけではやれないような状況が生まれてきていると言わざるを得ないと思うんです。一方では、職員をふやして主要な町道の管理、草刈り、こういうものをやっている。しかし、細かいところまでやれない、そういう状況が生まれている中でどうすべきなのか、この辺は私は根本的な解決法を検討すべきではないかと。一部、もとの広域農道を、地域の行政区長さんを中心として委託して草を刈ってもらっているというのも一つの方法としてはあるんですけれども、さまざまな形態を考えながら工夫してこれらの需要に応じていく、こういうことが私は求められると思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、毎年、維持管理上必要とされる嘱託職員2名を確保し、諸手当の支給及び年次有給休暇等の改善を図っております。

2点目につきましては、外部での作業が主であり、年間の業務内容に応じ雇用形態を判断いたします。

3点目につきましては、実績を踏まえ、嘱託職員と業務委託を図るなど、継続的な維持管理が図れるよう対処いたしたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる道路補修員の方々の待遇改善については有給なんかも確保しながらやっているというふうな状況でありますけれども、今、日給制の賃金でありますね。日給いかほどになっておるわけですか。

そして、先ほど質問しましたけれども、そういう臨時の雇用で6カ月更新なんていうことではなくて、今の補修員2人は嘱託という形でやっておるというふうに私は思うんですけれども、プラス、もとの緊急雇用事業があったときのような形で雇用している補修員の方々については、その方々とはまた違った雇用の形態なのか、対応も違うのか、その辺はどうなっておるのかお伺いしたいと思います。

それと、雇用の状況を、今言ったような状況で2番の問題でもどういうふうなものになっておるのかということでもあります。

それから、3番のいわゆる業務委託等による解決というんですか、例えば今、町長が答弁した中には、業者などによる業務委託をして、一定の路線の管理、草刈りあるいは交通障害等の状況、こういうものを業者などに委託するというようなことも考えているということなのでありますか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 待遇の問題は担当課長が答えます。

1つは、これは2名しかいないわけですが、2名じゃないんです、本当は募集は。ところが、募集しても集まらなかった。というのも、募集の申し込みがないあるいは募集があったにせよ、とてもじゃないが仕事できない、もう見たなりに仕事できない、いわゆる地域ではだめな人、こういう人が乗っかってくるという、これは選ぶほうも大変だけれども来るほうも大変。だから結果的にはだめなんですね。人数をふやして募集してはどうなんだという趣旨はわかるんですが、ふやすべく4月初募集したにもかかわらず人がいないというのが現実ですね。そういうことがあって、それでは本当に1年大丈夫かということがあって、じゃとにかく半年やって、次になればまた半年延ばしましょうという契約にしましょうということで、現在、真面目にやっていた方がいるというのが現況なんです。

それではとても町全体の道路脇の清掃や草刈りなんかできませんから、今は、作業中の事故があるとまた問題なので、本来はシルバー組合にお願いするんですが、けががあったらこれは発注者のほうの責任になります。したがって、けがのないようにシルバーの皆さん方をお願いをして、できるだけ平らで危険でない、あるいは土手から転がることのないような場所については、シルバー組合の皆さんにお願いしているというのが一つ。

それからもう一つは、地域、部落にそれなりの応分の支払いといいますか、補助を出して、農免道のような管理の体制もやってもらっているということがあります。

どうしてもそれでも足りないということになれば、やっぱり県道の所管は県のほうできちっとやってもらおうということになるんだと思うんですが、できるだけ、道路美化等環境の整備あるいは交通事故の撲滅等々もありますので、見通しの悪い、邪魔にならない、環境が悪くないようにするのは今後も続けていきたいなど。

できれば本当に働く気がある皆さんに応募していただいて、そして何年も嘱託としてやっていただける人がいればいいんですが、それがなかなか見つからないといいますか、賃金の問題だけではないと思うんです。そういうものがあって依然苦勞しているというのが現状であります。

では、賃金等の待遇については課長からお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 初めに、臨時職員の賃金につきましては、雇用賃金の表に基づきまして、外部特殊作業員ということで1日6,500円を支給しております。また、年間の賞与等についても改善を図り、年に2回支給をしております。嘱託職員についても、処遇の改善ということで手当の支給をしております。また、年次有給休暇としまして、町で発生した場合の消防活動における休暇等についても有給休暇ということで対応しております。そういった処遇改善については、できるものから対応しているという状況になります。

また、委託業務関係ですが、基本的には作業員で対応していただくというふうに考えておりますけれども、高所作業とか交通量の多い場所、こういったものについては業者の方にそれぞれの安全対策を講じて対応していただくというふうに考えております。

また、作業員、現在、嘱託職員2名、臨時職員1名で対応しておりますが、本当に間に合わない状況は現実的な状況がございますので、本年度においても試行錯誤の状態できざまな方法を講じて対応しております。具体的には、町内のシルバーさんのほうにお願いをして、これらの方についても町内の方ということで雇用の

確保という面にはつながっているのかなというふうに感じておりますので、そういった募集をしても募集に至らなかったという状況にも対応できるよう、嘱託、臨時及び町内の業者及びシルバーさん等を活用させていただきまして、交通に支障のないように維持管理を図っていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 本当に応募者がないと、町長もいろいろその辺の事情、本音で答弁ありましたけれども、私、1日6,500円ではやっぱり安いんだと思うんです。20日働いて13万円でしょう。これではやっぱり日の中、基本的には8時間の労働でしょうから、草刈りをやって6,500円というこんな低賃金、時間給にしたら八八、六十四ですから800円で、最低賃金よりはもちろん高いですけども、話にならないとは思っています。これは必ず、真夏の暑いときの草刈り作業が一番多いんですよね、この補修員の方々は。これはもっと、やっぱり少なくとも8,000円やその辺の待遇を改善しなかった、賃金を上げなかったら応募なんかもないんじゃないでしょうか。それだけ上げても本当にないんだというようなことも言われるかもしれませんが、やっぱり1日8,000円ぐらいが最低限度じゃないですか。

そのことが、待遇改善の一つとしてやっぱり賃金を上げるべきだということと、それから半年ごとに雇用を変えていくということになりますと、半年ごとに再契約というようなそういうことではなくて、やっぱり年間を通じて嘱託なりそういう常時雇用というような形態もとっていく必要があるだろうというふうに思います。その辺のまず待遇改善をもっと図るべきだろうと思うのでありますが、いかがでしょうか。

同時に、離れたところの町道のそういう管理なんかについては、課長が言うように、交通の頻繁なところ、主要なところについては業者に発注する、あるいはその他のところについては地域の行政区を中心として委託をして管理してもらい、こういうことなんかも積極的に私は取り入れなければ今現在の状況を打開できないというふうに思うのでありますが、その点どういうふうに考えておりますか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 6,500円の単価の件ですが、これについては町の雇用賃金のさまざまな業種によつての単価がございますので、今現在、額がどうのこうのは答えることはできませんが、そういった部分もあろうかということはお聞きして、今後改善できればというふうに考えます。

それと、臨時職員の半年雇用ということなんですが、実情を申し上げますと、5月から10月ぐらいまでは草刈りが本当に大変な日々でございます。11月以降になりますと、草もなく作業として非常に、業務をどのような形態で継続、対応するのかという部分もある面ではございますので、こういった実情に即した内容をもって嘱託職員、臨時職員の募集をするという雇用形態を考えております。半年更新ということに臨時職員はなっていますので、その部分についてはそういったことで対応せざるを得ないという状況ですので、状況に応じた雇用体系または委託業務、発注関係で組み合わせて対応したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）町内に何としても宿泊施設をつくるために町は努力すべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 町内に宿泊施設をぜひ何としても実現してほしいという願いであります。これは通告にも書きましたけれども、議会だより、私は広報かと思って間違えましたけれども、議会だよりに2回、若い者の声が、今、町に臨むもの、そういうふうな趣旨の発言がありまして、何としても浅川町に宿泊施設が、その希望はいろいろ検討する必要があると思うんでありますが、必要だと。町長はそれが必要だということについては重々認識していると思うんでありますが、町と名のつく浅川町に泊まる場所がないなんていうのは甚だ恥ずかしい問題です。

例えば野田村の交流の子供たちが来ても、棚倉のルネサンスに宿をとってもらおうとか、ほかに宿をとってもらうなどということもありますし、スポーツのイベント、花火の里サッカー大会とか、さまざまなイベントが若者の試合によって行われております。町を活性化するという意味でも非常に大事なものでありますけれども、その方々が、泊まる場所があればまた交流もさらに深まるし、何としても欲しいなと、こういうことでありますので、ぜひこの実現に町長を先頭に頑張してほしいと思うのであります。

そこで2つ目には、その方法として旧民家あるいは空き家、こういうところの活用、これは国庫補助事業の地方創生事業でも取り組むことができると私は考えておるんでありますが、そういう補助事業なんかで計画をして具体化はできないのかということでもあります。

3つ目には、これは小規模な宿泊施設ということでもありますけれども、民宿などへの町の補助制度を創設して実現を図るということも一つの方法かなと。鮫川村にも数戸の民宿があつて、近くは塚本にあつて、浅川町の同級生の集まりにその民宿に遠くから来た人たちが泊まって、非常に好評であつたという話も伺っています。

4つ目には、今言ったような状況も踏まえながら、さまざまな可能性を町が検討して企画して実現してほしい。それだけの能力は浅川町の職員が私は持っていると思うんです。それを町長がやっぱり引き出していく、そういう役割をぜひ果たしていただきたい。鮫川村のように、都会との交流やあるいはさまざまな状況をつくり出している、そういう隣村があるわけでもありますから、もっと60名を超える職員の英知を集めて私はやっていただきたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、さきの議会で答弁したとおり、宿泊施設がなくなったことは残念であると認識をいたしております。

2点目、4点目につきましては、どのような制度があるかを情報収集したいと思います。

3点目につきましては、これは個人があるいは企業がやる気があると、やってみたいということであればその相談には応じ、大いに検討し、助成も考えてまいりたいと思っております。

基本的に行政は営業にかかわることはやってはならないと思っております。成功するためには行政で営業してもあり得ないというのが他の町村の実例でもありますので、町がその事業に参加し行うということはありませんと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと今、町長の答弁の最後のくだりがわからなかったんですけども、聞き漏らしましたけれども、民宿等への町助成、そういう問題で個人や企業、そういうところがやりたいということであれば相談に応じて助成も考えると、こういうことで、行政が営業するというようなことを考えていないと。営業をすることを考えていないというのはどういうことを指すのか具体的にはわかりませんが、もうけを追求するような、そういうことはもちろんできないことではありますが、さまざまな工夫をすれば宿泊施設を半官半民のような形でつくることも私はできるかと思います。

ただ、町が後年度にわたってその赤字を毎年毎年何百万も補填するなどということがあってはならないし、差し引きゼロぐらいの状況で半官半民みたいな感じでやれるものであれば、私は、ぜひ工夫してやってほしいと思うんです。

これはもう私も3回ぐらいになるんですね、この質問は。例えば空き家の問題でも具体的に私、2件ほど提案しましたがけれども、旧家の建物があいていたり、あるいは管理しているけれども町が入って宿泊施設とかそういうものをつくるのであれば協力したいというようなことを言っている方もいますし、業界紙に売りに出したり借家として貸すというようなことを出したけれども、三、四人は見に来たけれども、ちょっと不便なのでというふうな、そういう空き家もあるわけであります。

これは両方とも山白石地域ですけれども、こういう空き家を活用して町がやる地方創生の事業の中で、構想としては何か漬物とか加工施設をつくってそういうものを売り出したり云々というようなことも、前の総務課長もそういう構想なんかも話していましたが、そういうものとの構想等をあわせて企画していった宿泊施設をつくっていくというようなことはできないものかどうか。どうしても食事とかなんとかというのが容易でなければ宿泊するというだけでも、あとは業者に食事を提供してもらい運んでもらう、そういうことだっているわけですから、この浅川町を訪れた人が一晩でも二晩でも泊まって交流を深めていくという、そういうことをやはり私は緊急な課題の一つとして考えてほしいなと思うんですが、企画を担当する総務課長、そういう点でこの問題についてどういう見識をお持ちなのか伺いたいと思うんです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど町長答弁にあったと思うんですけども、やはり宿泊施設がないのは確かに残念だと思います。ただ、町がやることはできないということで、やはりやる気がある事業者、企業等があれば町でそれだけの応援はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい、わかりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで一般質問は終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時59分